

第百九十三回国会
衆議院
財務金融委員會
會議録
第十一号

平成二十九年四月四日(火曜日)
午前九時開議

出席委員

委員長 御法川信英君

理事 井上 信治君 理事 土井 亨君

理事 藤丸 敏君 理事 宮下 一郎君

理事 山田 賢司君 理事 木内 孝胤君

理事 伴野 豊君 理事 上田 勇君

石崎 徹君 大岡 敏孝君

大野敬太郎君 大見 正君

鬼木 誠君 勝俣 孝明君

神田 憲次君 齋藤 洋明君

坂井 学君 助田 重義君

鈴木 隼人君 竹本 直一君

津島 淳君 中山 展宏君

福田 達夫君 宗清 皇一君

村井 英樹君 山田 美樹君

今井 雅人君 重徳 和彦君

古川 元久君 古本伸一郎君

前原 誠司君 鷺尾英一郎君

伊藤 涉君 濱地 雅一君

宮本 岳志君 宮本 徹君

足立 康史君 丸山 穂高君

小泉 龍司君

財務大臣 麻生 太郎君

國務大臣 (金融担当) 大塚 拓君

財務副大臣 土生 栄二君

政府参考人 (内閣官房内閣審議官) 池田 唯一君

政府参考人 (金融庁総務企画局長) 加藤 俊治君

政府参考人 (法務省大臣官房審議官) 可部 哲生君

政府参考人 (財務省主計局次長)

三月三十日

消費税増税を中止して五%に戻し、生活費非課税・応能負担の税制を求めることに關する請願

(志位和夫君紹介)(第六三七号)

消費税増税の中止に關する請願(志位和夫君紹介)(第六三八号)

消費税一〇%の中止、減税に關する請願(宮本徹君紹介)(第六三九号)

は本委員会に付託された。

本日の會議に付した案件

政府参考人出頭要求に關する件

参考人出頭要求に關する件

國際開發協會への加盟に伴う措置に關する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第二三三号)

財政及び金融に關する件

○御法川委員長 これより會議を開きます。

財政及び金融に關する件について調査を進めます。

この際、お諮りいたします。

兩件調査のため、本日、参考人として日本銀行總裁黒田東彦君の出席を求め、意見を聴取することとし、また、政府参考人として内閣官房内閣審議官土生栄二君、金融庁総務企画局長池田唯一君、法務省大臣官房審議官加藤俊治君、財務省主計局長可部哲生君、主税局長星野次彦君、理財局長佐川宣寿君、国税庁次長飯塚厚君、文部科学省大臣官房審議官白間竜一郎君、厚生労働省大臣官房審議官森和彦君、大臣官房審議官濱谷浩樹君、大臣官房審議官諏訪園健司君、国土交通省土地・建設産業局長鳩山正仁君、航空局長平垣内久隆君、観光庁次長蝦名邦晴君の出席を求め、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

○御法川委員長 御異議なしと認めます。よつて、そのように決しました。

○御法川委員長 この際、佐川財務省理財局長から発言を求められておりますので、これを許します。佐川理財局長。

○佐川政府参考人 衆議院財務金融委員會御法川委員長より財務省に對して御指示のあつた事項について、近畿財務局の職員から聴取した結果は以下のとおりでございます。

森友学園關係の建設業者が作成したとされるメモにおいて、平成二十七年九月四日の近畿財務局、大阪航空局、關係業者の打ち合わせの中で、近畿財務局の發言として、産廃残土を場内処分の方で協力お願いしますとの記述があるが、これは事実か、當時の担当者である池田統括官に確認したところ、「平成二十七年九月當時は、低深度の土壤汚染等の除去工事が実施されていたところであり、貸付契約上、その費用は国が有益費として償還することとされていたため、九月初旬に大阪航空局とともに關係業者と工事内容等について打ち合わせを行っていた記憶はある。」ただし、業者に對して、産業廃棄物の場内処理を求めるような發言を行ったことはなかった。」とのことでありました。

○御法川委員長 質疑の申し出がありますので、順次これを許します。伊藤涉君。

○伊藤(涉)委員 公明党の伊藤涉です。

昨日の決算行政監視委員會に続きまして、麻生財務大臣にはお世話になりますが、よろしくお願ひしたいと思ひます。

まず初めに、旅行会社の「てみるくらぶ」のことについて、これは国土交通省にお伺ひをしたいと

四月三日

國際開發協會への加盟に伴う措置に關する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第二三三号)

委員の異動

四月四日

辭任 補欠選任

丸山 穂高君 足立 康史君

同日

辭任 補欠選任

足立 康史君 丸山 穂高君

思います。

財務金融委員会です。でも、そもそものは、いわゆる金商法等からこういった事象を未然に防ぐようなことが可能だったのかどうかという観点で調べましたところ、この「てみるくらぶ」は非上場です。で、金商法の監査については対象外、そして資本金が五億未満かつ負債が二百億未満ですので、会社法の監査も対象外ということで、きょうは観光庁にお越しをいただいた次第でございます。

三月二十五日に、航空券の発券が滞ってトラブルが起きていたということがわかって、国交省にも相談が寄せられている、報道で皆様御存じのとおりでございます。ニュースで拝見をしておりますと、韓国まで行って、行ったホテルがキャンセルされているとか、旅行を予約して八十万円も入金しているとか、それぞれの方から見れば大変な出来事なわけでございます。こういったことが、できれば、発覚をする前に把握をし、未然に防ぐということが望ましいわけですが、残念ながら、旅行会社もたくさんございまして、どうしても、なかなか難しいのであろうというところはあります。

そういう意味で、まず初めに、観光行政の監督官庁である国土交通省に、こういった問題を、仕組み上、未然に防ぐことは可能だったのか、この点について伺いをしたいと思います。

○蝦名政府参考人 お答え申し上げます。

旅行業法第六条の三に基づきまして、五年に一度の旅行業の更新登録の際に、基準資産、取扱管理者の選任状況、弁済業務保証金分担保金の納付額などの確認を行うこととなっております。

同社の前回の更新登録は平成二十六年一月でございまして、その際には、平成二十四年十月から平成二十五年九月の決算状況等につきまして確認を行いました。提出された書類によりまして、旅行業法上の瑕疵があったことは確認されておりません。ただし、このような報道があることを踏まえまして、登録更新申請時の書類の真正性等について事実関係を調べてまいりたいと思っております。

ます。

また、今回の事案を踏まえつつ、再発防止策について、どのような対策が必要か、検討してまいりたいと考えております。

○伊藤(渉)委員 ありがとうございます。

五年に一度、もちろん、たくさん会社がございますし、なかなか未然に防ぐことの難しさもあろうかと思っております。

これは通告をしておりますが、観光庁のホームページに書かれていることなどで、確認ですけれども、要するに、お金を払ってしまっているなど、旅行取引により債権を有する旅行者は、旅行業法に基づいて弁済を求める権利があつて、いわゆる協会、旅行業協会の認証を受ければ、これを取り返すことができるというように、ホームページに書かれておりますけれども、こういった方が今現在お見えになると思っておりますので、この辺の手続等について簡単に御報告いただけたらと思います。

○蝦名政府参考人 お答え申し上げます。

旅行業務に関しまして取引をした旅行者が、その取引によって生じた債権につきまして、日本旅行業協会が国に供託した弁済業務保証金の中から一定の範囲で旅行者に弁済する制度というのがございまして、今回の場合もこれを活用することとなります。

また、一般的に、破産した法人につきましては、破産管財人による債権確定が行われまして、確定した債権額に応じて、会社財産の処分代金により配当がされるということになります。

旅行者の方に対しては、弁済される具体的な額はこれらの制度を通じて確定の上、返金をされるということになります。

○伊藤(渉)委員 ありがとうございます。

御心配をいただいている方、複数お見えになると思えますので、丁寧な対応を、監督官庁である国交省にはぜひお願いしたいと思います。

国交省への御質問はこれ一問だけです。退室をしていただいて結構でございます。ありがとうございます。

うございまして。

続いて、大きく話題になっております東芝問題について御質問をさせていただきます。

これも皆さん報道等でよく御存じのとおり、最終損益が最大で約一兆円の赤字、もともと三千九百億円の赤字等々という報道がありましたけれども、最終一兆円を超える赤字。そして、これによって、東芝の債務超過額は、二〇一七年三月末で約六千二百億円と報道で承知をしております。

一七年三月期からはウェスチングハウス・グループは東芝の連結からは外れて、米国中心の海外原子力事業から撤退する見通しが立ったと聞いておりますし、また、記憶用の半導体、フラッシュメモリー事業の分社化を図りまして、これを売却することで約二兆円規模の資金調達もしたというように、報道で聞いております。今の「てみるくらぶ」もそうですけれども、この東芝の問題は、大変関係者が多く、日本の経済にも多大な影響を与えていると思っております。

そういう意味でも、会計監査の重要性ということが改めて認識をされたと思っておりますけれども、金融庁においては、この三月三十一日、監査法人にも上場企業と同様のガバナンスコードを導入したと聞いておりますけれども、まず、このガバナンスコードの概要について、金融庁に答弁を求めます。

○池田政府参考人 お答え申し上げます。

御質問のございました監査法人のガバナンスコードでございますけれども、これにつきましては、昨年七月に有識者検討会を設置しまして、検討を開始しました。そして、御指摘のとおり、この三月三十一日に、監査法人のガバナンスコードを最終確定し、公表させていただいたところでございます。

この監査法人のガバナンスコードでは、監査法人のトップがリーダーシップを発揮することや監査法人の監督・評価機関などの機能の強化を図るなど、組織運営の原則が示されているところでございます。

このコードを踏まえまして、今後、大手監査法人を初め各監査法人において、監査の品質の向上に向け、実効的な組織運営の実現のための改革が進められることを期待しているところでございますが、当局としてもその状況をしっかりと注視してまいりたいと考えているところでございます。

○伊藤(渉)委員 ありがとうございます。

けさのニュースでも見ましたけれども、監督監査機関フォーラムの本部ですか、東京に本部、事務局も開設をされるなど、特にアジア地域における日本の会計監査体制の充実というのは世界的にも期待をされていると思っておりますので、ぜひともこの取り組みをしっかりと進めていただけたらと思います。

また、これも報道などで、今回の東芝の問題で少しくローズアップされておりましたが、いわゆるMアンドA、合併、買収に伴うのれんの扱いということを報道等で何回か拝見いたしました。日本の企業会計基準委員会が昨年十月に発表した調査によると、欧米の主要企業が抱えているのれんは、二〇一四年の時点で、平均して純資産の三〇％に達している。日本はまだその状況が低く、平均四％と小さい。

これも報道で承知をしておりますけれども、このMアンドAに基づくのれんの扱い、例えば小刻みに再評価すべきだなど、この評価の厳格化のようなことが取り沙汰されておりますけれども、具体的にこののれんの会計上の見直しや厳格化について、今後の検討の方向性等があれば、あわせて金融庁にお伺いをいたします。

○池田政府参考人 お答え申し上げます。

企業がMアンドAを行います際に、相手方に支払った金額が取得した企業の時価を超えるというような場合に、その差額をのれんとして資産計上することが求められることとなります。

日本の会計基準におきましては、こののれんにつきましては、のれんの価値が減損している場合にはのれんの価値を減額するとともに、二十年以内の期間で定期的な償却を行うということが求め

られているところでございます。

これに對しまして、米国の会計基準あるいは国際会計基準などにおきましては、のれんの価値が毀損している場合にのれんの減額処理が求められることにはなりますが、それに加えて定期的な償却が求められるというところは行われておりません。

いずれにしても、各企業におきましては適用される会計基準に従って適切な会計処理が求められるわけですが、こののれんの会計処理につきましては、御指摘のありました我が国の会計基準設定主体であります企業会計基準委員会は、我が国の経済界、投資家などの関係者と連携して、健全な会計処理を確保する等の観点から、例えば、国際会計基準においても定期的な償却を導入するよう意見発信を行っているものと承知しております。

これに對しまして、国際的な議論におきましては、のれんは必ずしも定期的に減価していくとは限らないとして、償却に否定的な意見もあると承知しておりますが、会計基準設定主体を初めとする関係者の間でしっかりとした議論が行われていくことを期待しているところでございます。

○伊藤(渉)委員 ありがとうございます。

会計全体の評価の適正化という取り組みももちろんですし、事東芝の問題については、現在、けさの新聞等にも大きく取り上げられておりますけれども、二〇一六年の四月から十二月期の決算などの報告書が提出できるのかどうか、それに伴って、上場の維持が可能なかどうか、大変関係者の多い、また大きな課題として、現在、眼前にございますので、金融庁としてもよく注視をしていただきたいと思いますとお願いをしておきたいと思います。次は、ちょっと個別具体的な、確定申告も終わった時期ですので、e-Taxのこと、これはまた急に細かくなりますけれども、現場からいただいたお話について御質問をさせていただきたいと思ひます。

この方は税理士の方で、申告をかわってなさっているんですけども、どうも利用者番号を違う

人と間違えて申告をしてしまった。何かいろいろメッセージが出るらしいんですけども、何回かボタンを押している間にきちんと通っていった。

ですから、申告をした税理士の方は、申告ができたと思つて放置をしていたら、随分時間がたつてから、申告ができていないというものが返つてきて、返つてきたときはいわゆる申告期日を超えていたそうです。よつて、再申告をしても、本来なら得られる六十五万円の控除が得られなかった。

お話しいただいたのは、間違っているなら間違っているで早く言つてほしい、間に合うように修正できるようにしてほしい。あるいは、たぶん申告があるわけですから、申告期日内に返すことが無理なのであれば、どうあれ預かつていたのは国税庁サイドですから、例えば返信をした時点からある一時期までは、いわゆる申告期日前までに申告したのと同じような控除が得られるようにするとか、こういう改善をぜひともお願いできないかという声が現場にございまして、これについて、ぜひ国税庁に前向きなお答えを頂戴したいと思ひます。

○飯塚政府参考人 お答えいたします。国税の電子申告・納税システムでございます。e-Taxにおきましては、申告等のデータとあわせて、本人確認のために、あらかじめ税務署長から通知された利用者識別番号を送信していただく必要がございます。

国税庁では、誤つた利用者識別番号が送信されることのないように、昨年一月以降、過去に送信された申告データと照合するシステムチェック等を実施しております。システムチェックの結果、送信内容に誤りの可能性がある場合には、確認を促すメッセージを表示し、注意喚起を行う等の手当てを行っているところでございます。

国税庁としては、今後とも、送信内容の確認を徹底していただけるように一層の周知を図つてまいりたいと思ひます。

なお、申告期限や、先ほどのお話は青色申告特別控除の話だと思ひますが、こういったものの取

り扱いなどにつきましては、法令に基づいた執行を行つていただくところでございまして、国税庁としては、今後とも、個々の事実関係に基づき、法令等に照らして、適正な取り扱いに努めてまいりたいと思ひます。

○伊藤(渉)委員 多分、こういう事例は日本じゅうを見ると幾つかあると思ひますし、六十五万円の控除は大変大きいので、もちろん申告した人が間違つていないというのが一番のことですけれども、間違えないように申告していただくことはもちろんですけれども、人間ですからヒューマンエラーはどうしても避けられませんが、そういった場合も、いわゆる意図的に何か横着なことをしているわけではなくて、きちつとやつたけれども、たまたま間違つていて結果的に控除が得られないというの、なかなか庶民目線から見ると殺生な話ですので、ぜひとも引き続きの御検討をお願いしたいと思ひます。

続きまして、いわゆる再分配政策について御質問をしたいと思います。

資料を配らせていただいておりますが、これをきょう取り上げようと思ひましたのは、ことしの衆議院の予算委員会で、日本の税、そして社会保障による再分配について、何回か議論がなされているのを拝聴しております。一度私自身もききんと調査をしてこの場で取り上げたい、こう思つておりまして、きょうに至つたところでござい

ます。

資料の一枚目、右下に①とございますけれども、これは平成二十六年の所得再分配調査報告書に基づく資料でございます。図は、左から平成十四年、十七年、二十年、二十三年、二十六年。

棒グラフの文を見ていただきますと、当初の所得の格差は経年で徐々に拡大をしていることが見てとれると思ひます。これに對しまして税と社会保障による再分配が行われまして、今度は棒グラフのちよつと色の濃い、黒いところになりますけれども、平成十四年が、これは二係数ですけれども〇・三八、ずつと経年変化があつて、平成二

十六年は〇・三七五ですから、若干ではございますけれども、年が経るに従つて所得格差の是正は行われているということが見てとれると思ひます。

ちなみに、折れ線グラフで、それぞれの格差は正の寄与度、社会保障による改善度及び税による改善度が示されておりますけれども、やはり社会保障による改善度の方が、平成二十六年で見ますと三・一%、税による改善度が四・五%ですから、社会保障による改善度が圧倒的に大きいということが見てとれると思ひます。

このグラフからは、日本国のみで経年変化で見ただけには、所得格差の是正は、少しずつではありますけれども、改善をしているということが見ていただけたと思ひます。

裏を見ていただいて、二、予算委員会でも何回か拝見をしましたが、OECD諸国、資料は平成二十一年年次経済報告に基づく再分配効果の国際比較でございます。一目瞭然で、左側、公的移転による再分配効果は日本が下から三番目、右側、税による再分配効果は残念ながら日本が一番下になっております。

最初にごらんをいただきました我が国における再分配は、年とともに改善はしているものの、諸外国と比較をすると、まだまだその再分配の効果が弱いということは残念ながら事実のようでございます。

そこで、まず一つ目、この再分配を実施するに当たつて、税と社会保障ということになるわけですから、税と社会保障という観点から財務省にお伺いをしたいと思います。

平成二十九年年度税制改正でも、所定の所得控除、これは所得税でも、いわゆる高額所得者について減減、消滅する仕組みを配偶者控除で取り入れました。これにより、さらに税負担の累進性は強化をされていると思ひます。

また、平成三十年度の税制改正に向けて議論がスタートしているわけですが、再分配機能を強化するための税制手法あるいは手段とし

てきょう現在考えられているものについて、できるだけ網羅的に御教授をいただければと思います。財務省の政府参考人、よろしく願ひいたします。

○星野政府参考人 お答え申し上げます。

今後の個人所得課税改革におきまして、昨年末の与党税制改正大綱の中で、所得再分配機能の回復を図る観点から、基礎控除などの人的控除につきまして、控除方式の見直しを検討するなどの基本的な方向性が示されております。

具体的には、基礎控除などの人的控除が採用しております所得控除方式、これは高所得者ほど税負担の軽減額が大きいことを踏まえて、収入にかかわらず税負担の軽減額が一定となるゼロ税率方式あるいは税額控除方式や、所得控除方式を維持しつつ、高所得者について税負担の軽減額を減、消失させる仕組みなど、主要諸外国における例も参考にしつつ、控除方式のあり方について検討を進めることとされております。

与党での御議論も踏まえながら、個人所得課税改革について、引き続き丁寧に検討を進めてまいりたいと考えております。

○伊藤(渉)委員 ありがとうございます。

控除方式、税額控除と所得控除、もちろん税額控除をすれば所得が低いほど控除がききますので、所得の再分配の機能というのは高くなると思います。

ただ、税は、所得税のみならず、最近では相続税もだんだん非課税限度額が下がってきていますので、こういう言い方が正しいかどうか分かりませんが、それでも、大衆課税に相続税もなっているというフレーズを使われる方も見えますので、また年末に向けて、再分配機能の強化と税の公平性、公正性、こんな観点から議論をさせていただきたい、こういうふうに思います。

続いて、社会保障制度の観点からお伺いをしたいと思います。

私が思うに、先ほどの、日本国における再分配機能に社会保障制度が大きく寄与しているという

数字も紹介をさせていただきましたけれども、やはり再分配を議論するときには、税ももちろんですけれども、社会保障制度というものが非常に大きく生きてきているだろうというふうに思います。といいますのも、私たちの生活を見れば一目瞭然で、我が国は国民皆保険、国民皆年金、すばらしいことだと思ひます。

一方で、国民皆保険、お医者さんに行くときに、我々は保険を使ってお医者さんにかかるわけですから、当然、年齢が高くなればなるほどお医者様にかかる確率は高くなっていくわけですから、いわゆる保険を同じように皆さん払っていただきますけれども、その給付を受ける方は年齢の高い方が圧倒的に多分多くなる。

また、年金を見てもそうだけれども、我が国は賦課方式ですから、我々現役世代が年金保険料をかけて、それが一定の年齢以降で給付をされるわけです。これも、いわゆる若い現役世代の方の所得に応じて年金保険料の額も変化しますけれども、基本的には現役世代が先輩方を支えていますから、これも再分配という意味でいうと、逆方向に影響が出てしまっている可能性もあるというふうに思います。

この再分配機能という観点から、社会保障制度についても慎重に、しかし不断の見直しが必要だと思ひますけれども、きょうは、まず年金制度についてお伺いをしたいと思います。

これは、多分、きょうの資料の一番最後、④につけてあるんですけども、税と社会保障の議論のときに、政府原案には盛り込まれたけれども、最終的に附則に落ちた項目があるということが物の文獻等にも出ておりまして、それは、一定の所得以上であれば年金受給を消滅させる、いわゆるクロバックの導入についてでございます。日経新聞などでも取り上げられております。

年金給付は所得に応じて減額をしますけれども、現在も、いわゆる基礎年金部分は給付をされます。しかし、もちろん相当所得のある方からすれば、基礎年金というのは月額六万円何がしです

ので、それが果たして生活をしていく上で必要なのかどうかというのは議論の余地があると思ひます。

このクロバックの導入について、このときも相当議論されたんでしょうけれども、引き続き検討事項に残っておりますので、現時点の検討、あるいはどういう角度で議論をしていく必要があるのかという物差し、この点について厚生労働省にお伺いをしておきたいと思ひます。

○諏訪園政府参考人 お答え申し上げます。

委員御指摘のように、クロバックにつきましては、社会保障・税一体改革におきまして、平成二十四年に政府としてクロバックを含む法案を提出いたしました。三党協議におきまして、保険料納付インセンティブに与える悪影響、あるいは約束した給付が支払われないのは社会保険の原則に反するのではないかといった懸念が示されまして、法案から削除されたという経緯がございます。

その後、社会保障制度改革国民会議における議論を経まして、二十五年に成立した社会保障制度改革プログラム法におきまして、この論点につきましては、高所得者の年金給付のあり方及び公的年金等控除を含めた年金課税のあり方及び公的という形で、課題として改めて示されたところでございます。

これを受けまして、社会保障審議会年金部会で、平成二十六年から二十七年にかけましてクロバックにつきましても議論が行われまして、高齢者世代内の再分配につきましては、年金制度内部にとどまらず、年金課税や福祉制度などより大きな視点から幅広い議論が必要と整理されたところでございます。

なお、昨年成立しました年金改革法におきましても、クロバックを含む高所得者の年金給付のあり方や年金課税の見直しといった社会保障制度改革プログラム法の課題につきまして、法律の施行後速やかに検討する旨の検討規定を盛り込んでおりまして、次期財政検証を三十一年に予定して

おりますが、そこに向けて、引き続きしっかりと検討してまいりたいというふうに考えております。

○伊藤(渉)委員 ありがとうございます。

まさに今言われたようなことを、もちろん所得の高い方は御自身の御努力によってその立場をつくり上げてきたわけですし、お支払いになった保険料に、それでも見合わない少ない年金しか受給できないわけですから、それでも十分いわゆる再分配には御協力をいただいているわけですので、その辺は慎重な議論が必要だと思ひます。

一方で、議論をしていかなきゃいけないと思うことは、やはり将来に対する不安というものが国民の中にあるのも事実だと思ひます。現役世代の努力に応じて得られたそれぞれの人生の結果を、いわゆる年金受給世代といいますが、高齢者になったときにも引きずる必要があるのか、あるいは、現役世代に頑張った努力は努力として、年配になったらできるだけ再分配をきかせて平等な世の中、平等というか余り格差のない世の中をつくるのか、こういった大きな議論が必要だと思ひますので、これからも私自身も調査をしていきたいと思ひます。

時間になりましたので、以上で終わります。ありがとうございます。

○御法川委員長 次に、鷲尾英一郎君。

○鷲尾委員 民進党の鷲尾でございます。

久しぶりに質問に立たせていただきますが、きょうは、まず、公的マネーが市場を席巻しているぞという切り口から質問をさせていただきたいというふうに思うわけであります。

去る二月二十六日の朝日新聞朝刊の一面に、「公的マネーが大株主 九百八十社 東証一部時価総額の八%運用」、こういう記事が出ております。かねてから、日銀とそれからGPIFが席巻する我が国の株式市場を官製相場と評す向きもありましたけれども、改めてその状況を数字で示したもので、大変興味深いものだと思ひておられます。

この記事によりまずと、いずれも専門家の試算に基づくとして、一六年三月の時点で、東証一部上場企業の時価総額が五百兆円あるのに対し、GPIFが保有する同総額が三兆円、日銀が上場投資信託を通じて購入した株式の累積が一兆円ほどありまして、合計で約四十兆円だとすると、両者で全体の八%を占めるということでありました。

その後も、昨年の七月末に、日銀がETF買い入れ額を年間三・三兆円から六兆円に拡大するということを決定しておりますので、これは四十兆円からさらにふえていくはずだと思っております。

そこでなんですけれども、東証一部上場企業の時価総額がこの三月末で五百七十兆円ほどと承知しております。そのうち、現在、日銀ETF及びGPIFが信託銀行などを通じて実質的に所有している割合と額を承りたいと思います。

〔委員長退席、土井委員長代理着席〕

○黒田参考人 日本銀行が保有しておりますETFの時価は、毎年九月末、三月末の決算において公表いたしております。その金額は、昨年九月末の時点で十一兆円となっております。これに対し、同時点における東証一部上場株式の時価総額は四百九十・二兆円であると承知しております。このベースで計算いたしますと、御指摘の割合は二・三%となります。

○池田政府参考人 それでは、GPIFについてお答えさせていただきます。

GPIFが保有しております国内株式につきましては、毎年三月末に時価が公表されております。直近では、昨年の三月末時点で三十三・六兆円とされていると承知しております。同時点におきます東証一部上場株式の時価総額は五百兆円でございますので、御指摘の割合は六・一%ということになると考えております。

○鷲尾委員 これも今紹介した記事ですけれども、GPIFと日銀が実質保有する株式を足しますと、東証一部の全千九百四十五社のうち、半数

を超える九百八十社において、両者を合わせれば五%の大株主になっていったといえます。もちろん、間接的な保有のために議決権行使ができるわけではありませんが、全体の四分の一に当たる約四百九十社では事実上の筆頭株主にまでなっているという点であります。

そこでなんですけれども、東証一部上場企業のうち、日銀ETF及びGPIFが事実上の筆頭株主になっている企業の数、また具体的な企業名というのとはどこかあるか、承りたいと思います。

○池田政府参考人 お答え申し上げます。

ETFを構成します株式の議決権は、ETFを組成しております運用会社が信託銀行を通じて行使するという仕組みになっております。したがって、信託銀行がETFの構成銘柄の株主となっており、日本銀行が株主という形になることは想定されていません。それから、GPIFの場合も、運用対象の株式の管理は信託銀行に委託されております。信託銀行が株主となりまして、GPIFが株主になるということは想定されていません。また、ETFの受益者としての保有者状況は必ずしも公表されていません。GPIFについても、有価証券報告書において企業が公表している株式の状況というのは、所有株式数が資産管理機関名で開示されているケースも多い。

そうした事情から、お尋ねのありました日銀のETF及びGPIFが事実上の筆頭株主になっている企業数、企業名ということは、把握しにくいとがなかなか困難であるということをご理解いただきたいと思います。さまたま資料を照合すると、例えば、ファーストリテイリングとかユニクロとかも、あと京セラさんですか、こういったところもGPIFや日銀の実質的な保有比率が高い、こういう代表的な企業になっているというわけであり

ます。昨年四月二十五日付のブルームバーグの同趣旨

の記事で、ETF爆買いの果てに、日銀が日経平均企業九割で実質大株主となる試算、そういう記事によりまずと、ブルームバーグ社試算に基づけば、日経平均の指数採用二百二十五銘柄のうち約二百社で日銀が保有比率上位十位内に入る実質大株主になっているという点であります。さらに、八月二十三日付の同ブルームバーグ記事でございます。三井住友フィナンシャルグループ、みずほフィナンシャルグループ、三菱UFJフィナンシャルグループの三メガバンクに加えまして、ホンダなどの優良企業でも、今度はGPIFが筆頭株主として君臨しているという状況もうかがえるわけがあります。我が国を代表する自動車メーカーであるトヨタ自動車につきましても、発行済み株式数の五・五%を保有する第二位の大株主がGPIFでありますから、このように、我が国の株式市場における日銀及びGPIFの存在感というのは非常に大きなものと認識しているわけであり

ます。そこでなんですけれども、日銀のように、金融政策として政府部門が、間接的にあっても市場から株式を購入している例というのは、これは海外ではあるんでしょうか。

○黒田参考人 主要先進国の中央銀行において、金融政策上の目的で株式やETFを購入したという事例はないというふうに理解しております。私の記憶では、主要先進国ではありませんが、香港が、一九九七、八年のいわゆるアジア通貨危機の中で、中央銀行が株式を購入した事例があることは承知しておりますけれども、主要先進国の中央銀行が金融政策上の目的で株式やETFを購入したという事例はないというふうに理解しております。

○池田政府参考人 私どもとしても、今、日銀総裁の方からお答えがございましたようなことと理解をしております。二二年末以降のいわゆるアベノミクス相場で、当初は外国人投資家が中心となりまして我が国の株価を押し上げていっ

ておりました。今、その役割を担っているのは、日銀及びGPIFという公的マネーだということに認識をしております。外国人投資家の中には、日本の株式市場のような官製相場には手出しすることはなかなか難しいね、こういう評価をされる方もいらっしゃるという点も聞いております。

こうした現状を受けまして、公的マネーが市場をゆがめているんじゃないか、こういう指摘をされる方もいらっしゃると思います。

もちろん、政府としては、今ほど来答弁にもありましたが、信託銀行などを通じての保有で議決権を持たないため問題はないという立場だとは思っています。しかし、その公的マネーの投資というものが、その質と量いかによっては上場各社の株価にばたを履かせるということになって、各社の経営改善に向けた規律をゆがめるといいます。その規律が緩んでしまふといったような現象も考えられるんじゃないかというふうに思

います。政府が、ある意味、公的マネーをかなり過大に注入することによって、株式市場をゆがめて、ひいては企業行動をもゆがめてしまふ可能性も指摘されるところであります。この点はどういうように認識をされておられますか。

○池田政府参考人 お答え申し上げます。御指摘のような点について一つの重要な点は、やはり、ETFの場合も、あるいはGPIFから運用の委託を受けるということでも、そういう委託を受けた機関投資家があるいは運用機関がきちっと機関投資家としての行動をしていくということであるかと考えております。このため、機関投資家の行動原則でありますスチュワードシップ・コードというものを定めておりますが、こうしたものは、GPIFや日本銀行の資産を運用している運用機関においても採択をされているところでございます。

このコードにおきましては、機関投資家は、投資先企業の持続的成長や顧客、受益者の中長期的な投資リターンの拡大を図る観点から、適切に議

決権行使その他のスチュワードシップ活動を行っていくということが求められているところでございます。そして、そうしたものを踏まえて適切な対応がとられていくことによって、全体として健全な市場の運営が行われていくことを期待しているところでございます。

○鷺尾委員 当然、そう期待をされるんだと思いますが、ちょっと株価の形成プロセスについては後ほどまた総裁にもお聞きしたいなというふうに思っておりますが、質問を続けますと、日銀がこれだけ大量に、ETFという形とはいえ上場企業の株式を購入して株価に影響を与えているということは、裏を返せば、日銀が売り出した場合の株式市場に与えるネガティブなインパクト、これは相当大きくなるはずであります。

日銀として、いわゆる出口戦略をどう考えておられるでしょうか。

○黒田参考人 この日本銀行によるETFの買入れというものは、現在の長短金利操作つき量的・質的金融緩和の枠組みの一つの要素として、株式市場におけるリスクプレミアムに働きかける観点から行っているものでございます。すなわち、ETFの買入れは、二%の物価安定の目標をできるだけ早期に実現するために必要な政策であると考えております。現在は、物価安定の目標の早期実現に向けて最大限の努力を行っている最中でありまして、ETF買入れを含め、現在の金融緩和政策の出口戦略を議論するのは時期尚早ではないかというふうに思っております。

いずれにいたしましても、ETF買入れを含めた出口戦略につきましては、あるいはその後の対応も含めて、その時々々の経済・物価情勢あるいは金融市場の状況などによって変わって得るものではないかと、早い段階から具体的なイメージを持ってお話しするのはやはり適当でなくて、市場との対話という観点からかえって混乱を招くおそれが高いかと思っております。ETF買入れを含めて、現在の金融緩和政策の出口戦略を議論するのは時期尚早であるというふうに考えております。

す。

〔土井委員長代理退席、委員長着席〕

○鷺尾委員 麻生大臣もいつもおっしゃっておりますけれども、マネーが企業にたまっているなか市場に出てきませんねというところであります。そこで最近では、株式市場で見受けられるものの一つとして、自社株買いの動きというのがあります。恐らく、マネーがだぶついている中で、ある意味、米国流の短期的な株主利益最大化といひましようか、自社株買いすることによって株価をかさ上げしていく、そういった自社株買いの割合というのがふえているのではないかとというふうに思いますが、どういった動きも株式相場を支えていると感じておりますが、この点は金融庁はどう認識をしておりますか。

○池田政府参考人 お答え申し上げます。

我が国株式市場の売買に占めます自社株買いの割合につきましては、二〇一三年度から二〇一五年度ごろにかけて増加をいたしました。その後、二〇一六年度に入りまして伸びは一服しているものと認識をしております。ところでございます。

こうした自社株買いにつきましては、個々の企業におきまして、一つには、株主に対する還元を拡充を図るということもござりますが、また、資本政策の一環として、資本効率を高めて、一株当たり利益あるいは自己資本利益率等の改善を図るなどの目的から、それぞれの会社の経営判断に基づいて行われているものと承知をしております。ところでございます。

さまざまなケースがあるかと思っておりますので、一概に申し上げることは困難ですけれども、資本の有効活用等の観点から、各社の経営判断に基づいて自社株買いが行われること自体は、あながち否定的に捉えるべきものではないのかなと考えているところでございます。

○鷺尾委員 やはり巨額の公的マネーが経営者の判断の根底にいろいろな影響を与えているだろう、それはガバナンスしかり、今言ったような経営者の自主的な判断であっても、公的なマネーが

巨額に株式市場に入り込んでいるがゆえに、それがいびつな形になつていやしないかということを目指したいわけでありまして。

大臣に、ちょっとこれは通告していいないですけれども、公的マネーの存在の大きさ、それが株式市場をゆがめかねないということは当然考え得るわけでありまして、今の株式市場、あるいは債券市場もそうですけれども、我が国の資本市場全体がかなり機能不全に陥っているようにも見えますけれども、ちょっとこれは通告していいなくて申しわけないですけれども、大臣としての見解をお述べいただけるとありがたいです。

○麻生国務大臣 ETFにつきましては、これは金融政策の一環としてやっておりますので、その件に関しましては、適切な対応がとられているものと承知をしております。

また、GPIFにつきましては、運用機関を通じて国内株式運用というのについても、これは年金の積立金の運用に關して、少なくともこれを利用して、一時期、ちょっと減ったとかいつてごちゃごちゃ言われていましたけれども、現実問題、通算では四十兆ぐらいはありましたかね、今全体で、だから、年金が危ないんじゃないかという話は全く消えてなくなりましたから、このところ。そこそこに関しましては、心理的に極めて大きな効果が与えられたんだと思っております。

ただ、もう一つの自己株消却の方は、これこそもっと問題になつてもおかしくないんじゃないのか。だって、これをずっと買っていたら、会社というのはどうなっちゃうんですかね。会社というのは誰のものになるのか。会社のものです。自社株を買って、全部会社の株を買っちゃった、会社というのは誰のものになるんですかねというような話というのは、考えたことがないんですかな。

僕は、やっている人に対していつも不思議に思つて、よっぽどほかに頭を使うところがないか

らそんなことをしているのか、もっと設備投資に回すとか何か考えられたらどうですか、仲のいい経営者の人にはよく言うんですけれども。

株主から、配当金やら何やら、ROEがどうしたとかいろいろ話をされてそういうことになつていつているんだと思ひますけれども、今よく言われるのに、ばかの二つ覚えという言葉があるやうで、一つが自社株買い、一つがMアンドA、これを経営者のばかの二つ覚えと言ひます。なるほどいい表現だなと思ひつて、これはどこで使われている表現ですかといったら、結構、運用に詳しい人たちはよく使っているせりふなんだといつてこの間教えてもらったので、へえと思ひますけれども。

確かに、MアンドAのおかげで、円が強かったときには、二百四十円が百二十円になれば、対外の資産は半分ということですから、日本はその分だけ倍買えるということになりますから、その間、MアンドAで当たったところはそれなり大きな利益を出しておられるところがあると思います。当たったところもあるんだと思ひますけれども。

何となく、お金の使い方が、いわゆる設備投資とか配当とか賃金とかそういうのに回らないで、自社株買い、株主の評判がよくなるなというところに行くのは、ちいと安易に過ぎぬかねという感じが正直な実感ではあります。

○鷺尾委員 もう少し全体のお話をいただけたらというふうに思ひましたが、自社株買いについて大臣の御認識も伺えて、それはそれでよかったと思ひます。

日銀総裁には最後の質問ですけれども、現在の株価の形成プロセス、これを公的マネーがゆがめているという見解もありまひすけれども、この点をどのように考えておられるか。あるいは、当然、外国人投資家の動きは、金融政策、それに加えて為替もかなり影響しているというふうに思ひつておりますけれども、現在の為替水準につきまひして、妥当な水準と考えているかどうか。この点、御答

弁いただけたらと思います。

○黒田参考人 先ほども申し上げましたとおり、日本銀行におけるETFの買い入れ、これは、金融政策の一環として、資産価格のプレミアムに働きかける観点から行っているものでございまして、特定の株価水準を念頭に置いて、そうした水準を実現するために実施しているわけではございません。

御案内のとおり、ETFあるいはその裏づけとなる株式の価格というのは、基本的には先行きの企業収益や経済に対する見方によって決まるわけですが、それらに対する不確実性あるいはリスクにも影響されますので、そういったリスクプレミアムに対して働きかけることによって、市場が全体として安心感を得て、適切な株式の価格形成になるということを狙いとして行っているわけではございまして、何か、日本銀行のETFの買い入れが株式相場の価格形成プロセスをゆがめているということにはならないのではないかと思っております。

なお、為替相場の水準あるいは日々の動きについては、私から具体的にコメントすることは差し控えたいと思います。

いずれにいたしましても、為替相場、為替政策は財務省の所管でございますので、特にコメントすることは差し控えたいと思います。

○鷲尾委員 それでは、これで総裁への質問はおしまいでございしますので、総裁、どうぞ。ありがとうございます。

続きまして、それでは、医療財政について少し深掘りをさせていただきたいというふうに思います。

二〇一五年度、国民医療費が四十一兆円を超えております。団塊の世代が七十五歳を迎えます二〇二五年には、この医療費が五十四兆円に達すると試算されております。

医療技術の進歩で、治療効果の高い抗生薬、バイオ医薬品が登場しておりまして、品質を安定させるために複雑な製造工程を要するため価格が高

く、高額療養費制度や特定疾患医療費助成制度などによって医療費が急速に増大しております。医療財政を逼迫させる要因の一つとなっております。

低分子薬の特許切れ医薬品にはジェネリックがございすけれども、バイオ医薬品にも、特許が切れたら、先発品から価格が三割ほど安くなるバイオシミラーというものがありません。

きょうは、昨年話題となったオプジーボのような高額な医薬品の多くが抗生薬、バイオ医薬品であることから、特許が切れた後に出てくる抗生薬、バイオシミラーの適切な活用による医療財政適正化に向けた基本的な内容につきまして、財務省から情報提供をいただきたいというふうに思っております。

まず、二〇二〇年度末までのなるべく早い時期に普及率八〇%を目指すとしておりますジェネリックでありまして、平成二十八年度診療報酬改定時の薬価調査資料では、数量シェアが三三・五%、金額シェアが一・二・四%と公表されておりますけれども、実際の金額がわからないわけであり

ます。そこで、ジェネリックのある医薬品につきまして、ジェネリックを使用しなかった場合の薬剤費の合計、ジェネリックを使用した実際の薬剤費の合計、ジェネリックを使用し削減できた薬剤費の合計を、金額ベースで示していただきたいと思

います。

○可部政府参考人 お答えいたします。お尋ねの薬剤費の削減額に関して公表されております直近の数字を御報告申し上げますと、平成二十七年十一月に厚生労働省が中薬協薬価専門部会に提出した資料におきまして、平成二十五年

度における後発医薬品の使用による医療費適正化効果額を試算しております。これは、先生がただいま御指摘になられましたように、仮に先発医薬品を使用した場合というのを想定いたしまして、それと実際に使用された後

発医薬品の薬価、これとの差額を算出したものでございます。この差し引きの効果額のみ手元にございますので御報告申し上げますと、平成二十五年年度で約五千五百億円ということが公表されております。

○鷲尾委員 今、差額という話でありますけれども、それはバイオシミラーも含めたという理解でよろしかったですか。

○可部政府参考人 御指摘のとおりでございます。

○鷲尾委員 問題といましようか、問題になりがちなのが、高額になりがちな抗生薬、バイオ医薬品なわけでありまして、ジェネリックの浸透状況を把握する指標には、今ほど御指摘をいただいたように、バイオシミラーも含められているということでもあります。

安価なジェネリックを普及させる政策というのは、医療費適正化という目的もあつたわけでありまして、医療費適正化にどれだけ寄与したか、より効果が見込まれる政策へと改善する余地はどこにあるかなど、政策効果を正しく把握するのに、単価が安くて数多く処方する低分子薬の後発品であるジェネリックと、単価が高くて数回の処方である治療が終了するバイオ医薬品の後発品であるバイオシミラーとをまとめてみるということが果たしていいのかどうかというところも、私としては感じるところであります。

医療費の約二〇%を占める薬剤費につきまして、特許が切れた医薬品については、国民がより安価で品質が担保されたものを選択できる環境整備とか、国として医療財政適正化に寄与する政策を検討し続けるべきではないかというふうに思っております。国民医療費の中で、薬剤費は二〇一〇年代前半から八・五兆円規模で推移しておりますけれども、数年後には十兆円を超えるという推計もございす。

この後、二〇一八年ごろから、乳がんの抗がん剤として有名な、年間売り上げが三百二十七億のハーセプチン、あるいは年間売り上げが九百三十

八億のアバスタチンなど、大型の抗生薬、バイオ医薬品の特許が徐々に切れまいります。

世界に目を向けると、二〇一四年度の世界の大型医薬品売上高ランキングの上位十位のうち七製品が、抗生薬、バイオ医薬品が占めております。

そこですけれども、日本では、保険適用されているバイオ医薬品が五種類、そのうちの一種は抗生薬、バイオシミラーが発売されております。私の理解では、三年ほど前に抗生薬、バイオシミラーが発売されたにもかかわらず、使用状況が一、二%にとどまっているというふうに報告を受けております。

抗生薬、バイオシミラーのある抗生薬、バイオ医薬品と、その後発品である抗生薬、バイオシミラーの直近一年間の薬剤費、これはどうなっているのか、また、一%から二%しか普及していない、使用されていないという状況に対し、財務省の医療財政の健全化に向けた今後の方向性、これも示していただきたいというふうに思います。

○可部政府参考人 お答えいたします。

バイオ医薬品のうち抗生薬に係る薬剤費の総額につきましては、厚生労働省において公表されておりますので、手元には計数がございせん。また、こうした抗生薬、バイオシミラーの薬剤費の総額につきましても、厚生労働省においては公表をいたしておりませんので、手元には計数がございせん。

しかしながら、先生御指摘のとおり、抗生薬品を先行品といたしましてバイオシミラーは、現在一品目にとどまっております。

こうしたバイオシミラーの取り扱いでございすけれども、我が国では、抗生薬品を先行品とするものも含めまして、バイオシミラーは、先ほど御指摘のありましたように、後発医薬品の一分類として取り扱われております。

この後発医薬品につきましては、バイオシミラーも含めて、経済・財政再生計画に沿って、使用割合を平成三十二年度末までの早い時期に八〇%まで引き上げるということを目標に取り組んで

いるところでございます。

高額な薬剤が相次いで登場する中で、バイオシミラーにつきましても、限られた医療資源の有効な活用を図るために普及を進めていくことは重要な課題であるというふうに認識をいたしております。

○鷺尾委員 ちなみに、ヨーロッパの五カ国だとこれは一〇％から二〇％、デンマークでは九八％にまで達しているようでありまして、今日目標をお示しになりましたけれども、ぜひ普及にお努めになっていただきたい、このように思うわけでありまして。

それから、少し切り口を変えまして、財政審議と、厚労省で検討されております費用対効果評価につきましてもの質問に移らせていただきたいと思いますように思います。

財政審におきまして、平成二十九年年度予算の編成等に関する建議にある生活習慣病治療薬等についての処方方ルールの設定について、「生活習慣病治療薬等については、性・年齢・進行度、副作用のリスク等に応じて、基本的には患者ごとに医師が判断すべきものであるが、我が国では、世界全体に比べ、高価な医薬品が多く処方されている現状にあることを踏まえ、薬剤の適正使用の推進の観点から、処方方ルールを設定」すべしという建議がありました。

これは、保険医療財政の大きな原資の一つである税金の拠出を査定している財務省から、増大し続ける保険医療費への是正要求ということなのかというふうにも思うわけですが、医療現場における治療選択の決定というのは医師のもちろん裁量なわけですが、それをルールによって制限すべきだということかなり強い提案だというふうに思っております。

この提案の経緯、財務省から簡単に説明していただきたいと思います。

○可部政府参考人 お答え申し上げます。

財政制度等審議会におきましては、昨年後半、社会保障制度の持続可能性の確保と財政健全化を

同時に達成するという観点から、改革工程表において検討項目とされた諸課題などにつきまして活発な御議論をいただきました。その中で、たいま委員御指摘がございました生活習慣病の処方方あり方についても検討がなされたところでございます。

背景をいたしましては、例えば生活習慣病のお薬について、諸外国では、まず安いお薬を使つて、それで効果がなければより高いお薬を使うといったようなガイドラインが示されている、それに対して、日本では、最初から高いお薬を使うというような取り扱いがなされていて、その結果、より高い薬の使用割合が高いたというような実態があるという指摘がございまして、そうしたことを踏まえて先ほど委員御指摘のような提言が取りまとめられたところでございます。

○鷺尾委員 処方方ルールを設定しまして高額な薬剤へのアクセスを制限するべきという議論の方向性というのとはあつたというふうに聞いておりますけれども、医薬品使用の入り口である医師の処方、選択の幅に制限を加える、こういうルールを設定するというのは、医療費削減ということになりますと大変わかりやすいというふうに思いますけれども、医療費削減の中には、当然、先ほど来議論しております高額なもの、この高額ということについていろいろ議論があるというふうに思っております。

薬剤の適正使用の観点から生活習慣病治療薬の処方方ルールを策定するというのは、どういった方法で経済的な適正性を判断するというようなことなのかということでありまして、その点、費用対効果をいうことを今検討されているやに聞いておりますけれども、厚労省の見解を聞きたいと思っております。

○濱谷政府参考人 お答えいたします。

生活習慣病治療薬等の処方方ルールの設定につきましては、今御指摘の財政審の建議のほか、平成二十八年十二月二十一日の経済財政諮問会議で取りまとめられました経済・財政再生計画改革工程

表におきまして、平成二十九年年度末までに、生活習慣病治療薬等の処方方の方等について、費用対効果の導入と並行して、専門家の知見を集約した上で検討し、結論とされております。

厚生労働省といたしましては、改革工程表を受けまして、生活習慣病治療薬の適正な処方につきまして、費用対効果評価の活用も含めまして、どのような対応ができるか中央社会保険医療協議会など関係審議会において検討を進め、結論を得ることとしたいと考えております。

○鷺尾委員 この費用対効果評価ですが、実は、昨年度に比べまして今年度は、費用対効果評価と患者申し出療養、そういう二つのお題目で、ことの予算計上は三億四千万、昨年度が一億六千万なんです。倍以上の増額を認められているわけですね。だから、費用対効果評価による薬剤費の削減効果というのをかなり見込んでいるんじゃないかな、そうでなければ倍以上の予算を財務省も許さぬだろう、こういうふうに思うわけです。

ただ、この費用対効果評価が今の予算に見合うような効果を本当に捻出できるかどうか、あるいは、最近では、費用対効果が行き過ぎることによって、行き過ぎることが、逆に日本の製薬のイノベーションの阻害要因になるんじゃないかという指摘まで出てきているわけでありましてけれども、この費用対効果評価の信頼性について、厚労省の見解を聞きたいと思っております。

○濱谷政府参考人 お答えいたします。

費用対効果評価につきましては、平成二十八年度に試行的に導入いたしまして、医薬品七品目、医療機器六品目を対象として分析を進めております。

平成二十九年年度におきましては、議員御指摘のとおり、企業から提出されたデータ分析につきましては公的な第三者による再分析を行う予定でございまして、それに要する費用等として平成二十九年年度予算に約三億円計上いたしております。

それで、導入の効果でございましてけれども、導入の政策的効果や御指摘のイノベーションの阻害

の懸念につきましては、昨今、革新的でありますけれども非常に高額な医薬品が登場いたしまして、医療保険財政への影響が懸念される中で、医薬品の保険償還価格の判断材料として費用対効果を導入することによりまして、医療費の適正な配分につながるものと考えております。

また、費用対効果の高い医薬品につきましては、価格を引き上げることも含め、費用対効果評価を導入することといたしております。真に有効な医薬品を適切に見きわめて、イノベーションの評価に配慮する制度になるよう検討を進めてまいりたいと考えております。

また、信頼性の確保についてでございますけれども、費用対効果評価の分析の信頼性の担保は議員御指摘のとおり極めて重要と認識しております。企業による分析と公的な第三者による再分析における標準的な分析手法として、中央社会保険医療協議会における費用対効果評価の分析ガイドラインというものを平成二十七年十月に策定いたしております。このガイドラインに沿った分析を進めていくところでございます。

○鷺尾委員 高額な薬剤のあり方について、昨年はちやうど象徴的な、肺がんなどの治療薬のオプジーボが非常に話題になったわけでありましてけれども、高額だということ価格改定がされたわけでありまして、これはなかなか議論があるところじゃないかなと思うわけでありまして。

今ほどイノベーションの話も少しさせていただきましたけれども、例えば、偽造医薬品問題で世間を騒がせたC型肝炎治療薬ハーボニーでありますけれども、これは非常に高い薬剤なんですけれども、これは非常に高い薬剤なんですけれども、これまで一生飲み続けなければならなかったC型肝炎にあつて、ハーボニーを飲むと完治するんだそうですね。そうすると、一時的には高い薬剤費を払うんだけれども、その後一切薬剤を飲まなくてよくなるということでありまして、一年単位で見るとハーボニーは高いんだけれども、その後一生飲み続けなくてもよくなるということになると

長期的には安くなる、これが、高額ということはどう議論していくかということにやはりかわつてくる話だと思ひます。

そこで、一年ごとの頻回改定という形で最近騒がれておりますけれども、先ほど申し上げた、一定の配慮がされて高い薬価が付与された薬剤については、その配慮した条件が解けた時点で速やかに再算定するというようなルールをつくらばよいわけでありまして、何も一年ごとに改定をしなくてもいいというふうに考えるんですけれども、厚労省の見解はいかがでしょう。

○濱谷政府参考人 お答えいたします。

御指摘の中間年の薬価改定につきましては、薬価制度の抜本改革に向けた基本方針におきまして、市場実勢価格を適時に反映いたしまして国民負担を抑制するために、中間年において薬価調査を行い、価格乖離の大きな品目について改定を行うものでございます。

これは、国民が恩恵を受ける国民負担の軽減という観点から、効能追加等に伴い一定規模以上の市場拡大への対応のための新薬収載の機会を最大限活用した年四回の薬価の見直しとともに必要な措置であるというふうに考えております。

いずれにいたしましても、中央社会保険医療協議会におきまして、関係者の意見もよく聞きながら、薬価制度の抜本改革について検討してまいりたいというふうに考えております。

○鷺尾委員 仮に、毎年薬価改定ということになりますと、医療機関や薬局などの含み損も拡大してまいりますし、そういった手当ても考えなきゃいけないんじゃないかなというふうに思ひます。

欧米諸国なんかはそうなんですけれども、小さな包装単位を製造するようにして、包装単位で調剤給付を完結するというような製造販売改革をしている国もあると聞いておりますので、そういったことも参考しながら今後の議論も進めていただきたいというふうに思っているわけでありま

時間がちよつとなくなつてきておりまして、まだ聞きたいことがたくさんあるので、この後、セルフメディケーションを一つ聞いて、その後に本当は大臣にも御答弁いただいたかつたんですけれども、少し質問の順序を変えさせていただきます。と言っている間にも時間が進んでしまうので、セルフメディケーションをちよつと聞きます。

スイッチOTC等、なかなか周知はされておられませんけれども、医療費控除の範囲内で控除を受けられるという話が最近、少しずつですが話題になっております。これはセルフメディケーション税制であるということで、私は極めてこれは評価するわけでありまして。

ただ、このセルフメディケーションの規制緩和ですけれども、単にスイッチOTCの医薬品だけではなくて、幅広い意味で健康努力を控除対象にするなど、もう少し国民にわかりやすい控除制度とすべきだというふうに考えますけれども、この点は財務省はどのように考えておられますか。

○星野政府参考人 お答え申し上げます。

先生御指摘になられましたスイッチOTC薬控除、いわゆるセルフメディケーション税制でございますけれども、この趣旨は、軽度な体の不調は自分で手当てをするというセルフメディケーションを推進していく中で、医療用と同じ有効成分が含まれるいわゆるスイッチOTC薬の使用を促進することにより医療費の適正化を図るという観点から導入することとしたものでございます。

先生今御指摘の、例えば健康維持の目的で行うさまざまな活動等も含めてこういった特例の対象とするべきという御趣旨の御指摘だと思いますけれども、例えば、生活習慣病等の予防に資すると考えられる支出には、フィットネスジムにかかるお金、年会費ですとか、あと健康食品ですとかスポーツ用品の購入費用など、議論をしていくとさまざまなものがその議論の対象になっていくわけでございますが、その範囲を定めることはなかなか困難だということ、また、そういった支出なり、こういったものが医療費の適正化につながる

と言ひ切れるのかといったようなことについても十分検討する必要がありますと考えておりまして、現時点では慎重な検討が必要と考えております。

○鷺尾委員 最後に、大臣に質問したいと思ひます。

私は会計士出身なんですけれども、やはり、薬局もそうなんですけれども、専門家がいないときに営業時間がある、薬局に行つたんだけども薬剤師さんがいない、こういう状況は最近結構多いわけですね。私も、薬局に行つて薬を買うときには、それは薬剤師さんがいないから今買えませんよなんて、こんなことが結構あるわけです。

私は、やはり薬剤師さんが不在のときの薬局の営業というのは慎重にするべきだというふうに、これは専門家意識もそうですし、皆さん、消費者もそういうことを期待しているというふうに思っていますけれども、大臣はこの点はどういうふうに考えていますか。最後にコメントをいただけたらと思ひます。

○麻生国務大臣 規制緩和の「環」として、薬剤師のいない薬局というのは結構いろいろところで問題になったんですよ。御存じのように、時間がないからあれだけれども、わんわんわんわんわんわん、それが結構な問題になった。

しかし、傍ら、選挙区はどこだか知らぬけれども、田舎に行きますと、お医者さんのかわりに薬剤師が、現実問題としてその人の、じいちゃん、これはいつものものと違うやろといつてちゃんと教えてくれるわけですよ、薬剤師だから。そして、それが極めて、置き薬とか昔から置いてあったようなものの方がよほど地域に密着している医療体制になつていったんだと私は思ひます。

薬剤師というものの値打ち、薬剤師というものの存在というのは、地方においては物すごく大きいものだと思ひますので、地方における薬剤師の存在というのはもう少し慎重に考えてもらわねと、こつちがだめならこつちの薬局へ行けばいいというほど薬局のない地域に置いている薬剤師の存在というのはすごく大きいものだ、私はそう

思ひます。

○鷺尾委員 質問を終わります。ありがとうございます。

○御法川委員長 次に、今井雅人君。

○今井委員 民進党の今井雅人でございます。

質問時間をいただきました、ありがとうございます。

前回の財務金融委員会が三つございまして、まず、そちらからお伺いしたいと思うんです。

一つ目は、平成二十七年九月四日、近畿財務局での面談の有無ということで、きょう委員長のお計らいでペーパーを出していただいたことは感謝申し上げます。

財務省さんにぜひ申し上げたいんですが、私はもう一カ月前からこれをずっとお伺いしているんですよ。ですから、こういうものを早く出してもらえれば、こんなに時間をかけてこんな質疑をやる必要はないわけで、だからだんだんこの問題を引きずる必要はなかったと思うんですね。

だから、こういうことを一つ一つちゃんとクリアしていけば、問題は、もつと早く真相というのは解明できるはずですから、ぜひこれからも、そういうことは、この問題だけじゃなくて、しっかりと誠実に答えていただきたいということを最初に申し上げておきたいと思ひます。

それで、このいただいたペーパーの中で一つ確認したいんですが、私がお伺いしたのは、一番最後のところに、「業者に対して、産業廃棄物の場内処理を求めような発言を行ったことはなかった」というふうに書いてあります。これは、恐らく参議院の方でこういう質問がされたんじゃないかと思うんですけれども、私はこの質問をしていませんので、改めて確認したいんです。

平成二十七年九月四日に、もともとあった、上にあった、有益費で撤去したもの以外に組みが出てきて、それがどれぐらいかかるんだらうかとかというように、それがその土地の価格にどう影響するとか、そういう価格の話し合いもなかったと

いうことでよろしいですか。

○佐川政府参考人 お答え申し上げます。

委員の御指摘をきちんと受けとめているかどうかはわかりませんが、有益費以外のというふうな委員がおっしゃるのであれば、有益費以外のごみは、二十八年、翌年の三月に見つかったものでございまして、そういう意味では、その時点で議論はなかるうかというふうに思っております。

○今井委員 ですと、その有益費の一億三千万ぐらゐのところ以外のは、その時点では話をされず、翌年の三月十一日にごみが見つかったから改めて価格の話が始まった、そういうことですね。

○佐川政府参考人 既に見つかっておりますが、み以外のものは、二十八年三月以降のお話でございます。

○今井委員 はい、わかりました。

次に、大阪府の方との話ですけれども、大阪府の松井知事の方は、前回もお伺いしましたけれども、財務省さんから、森友学園がこの土地を購入するという話を伺ったので私たちはこの認可をおろすという手続に入ったというふうにおっしゃっておりますが、財務省さんの主張がそれとは違っておりますので、この取得要望をしに行ったときに、大阪府にどういう説明をされたかというのを御説明いただきたいと思います。

○佐川政府参考人 お答え申し上げます。

まず最初のお話でございますが、何度か御答弁させていただいておりますけれども、大阪府知事その発言の詳細は承知してございませぬけれども、私も、私どもはきちんと許可の主体であります都道府県の認可を待ちまして、それから地方審にかけるということでございます。

それから、最後の質問、取得要望を二十五年九月の段階で受け取ったときにどういふような説明を先方にしたかという、前回、今井先生から御質問いただいた話でございますが、二十五年九月ごろに近畿財務局の担当者が大阪府を訪問したときにつきまして、私どもは、本件土地については、

公的取得要望を受けた結果、森友からのみの要望でございましたので、それから、私立小学校の設置認可主体が都道府県の判断が前提であるということでございますので、二十五年の九月ごろに大阪府を訪問しまして、本件の土地について、学園側から、買い受けまでの間は貸し付けを希望するということの要望がなされていることを先方に伝えたということでございます。

○今井委員 そこがちょっとずれているんですね。松井知事は、財務局さんからこれは購入するという話を聞いたので認可適当ということの手続したんだけれども、そんなふうには言われなかつた、俺たちは、我々はそんなことを認可はしなかつた、財務局が悪いんだというふうにおっしゃっているの、ここはどっちが正しいかというのをはっきりしておかなきゃいけないですね、認可の手続ですから。

あくまでも貸し付けをするということで大阪府さんに説明をしたと今おっしゃいましたけれども、購入ではなくて貸し付けだというふうに説明をされたということですね。

○佐川政府参考人 御答弁申し上げます。

説明は、そもそも森友学園の御希望が、買い受けはもちろん前提なんです。買い受けは前提ですが、資金がどの判断もあつて、買い受けまでの間は貸し付けを希望する、こういう御希望がありましたので、その買い受けまでの間の貸し付けを希望するという話は大阪府に取得要望を受けた後にお伝えいたしましたということが一点。

それから、ちょっと府知事と今のお話の関係がどうなのか私はよくわかりませぬけれども、いずれにしても、大阪府が許可の主体でございまして、我々はその認可が前提ということ、土地の処分の話はその後ということでございます。

○今井委員 この話をし出すとまたちよつとぐちゃぐちゃになるので、もうやめますけれども、これは鶏と卵で、財務局さんと大阪府さんは、そこははたから聞いているとなすりつけ合ひですから、土地の購入があるというのを聞いたので認可

をしたと大阪府さんはおっしゃっているし、財務局さんは認可を受けるということをおっしゃっているの、これは本当に水かけ論ですから、当事者同士でやってほしいと思うんですけれども、そこは本当に主張が違いますので、これは公の機関同士ですから、その両者同士でどっちが正しいかというのをきちつと話し合つてもらいたいと思うんですけれども、いかがですか。

○佐川政府参考人 お答え申し上げます。

先生が今、近畿財務局と大阪府との話に限定されておっしゃると、そのように御発言になるのかと思うんですが、私どもは、国有地を売却する場合、学校法人もあります、それから社会福祉施設もございまして、そういうときに、学校法人であれば、許可の主体は、小中学校等であれば都道府県です、社会福祉施設であれば基本的に市町村ということが多々ございます。

そういう意味では、私どもは公的取得要望を出して、一般競争入札にかかる前に市町村なり学校法人なり社会福祉施設なりから希望が来れば、社会福祉施設であれば私どもは市町村に足を運びます。学校法人であれば都道府県に足を運びます。

そういう意味では、私どもはきつとそういうことをしながら話をして、市町村がこれはいいですよ、都道府県がこれはいいですよと言つた上で初めて私どもは地方審にかけるという手続でございますので、そこはオール財務局として、そういう取り扱いをしているということでございます。

○今井委員 財務省さんたちの主張はわかりましたけれども、少なくとも、場外で松井知事は、それは違うということをおっしゃっているわけですから。松井知事は証人喚問に来てでもない、俺は話すとおっしゃっていますけれども、私は別に松井知事に証人喚問に来ていただく必要はないと思つていますから、公の財務省さんと大阪府さんで意見が違つているんですから、そこはきつちり話をしたいでございます。

それで、どちらが正しいか、そこでクリアして

いただきたいと思つたので、一度大阪府さんとしつかり話をしたいだけではないですか。

○佐川政府参考人 何度も申し上げておりますように、私どもは許可主体の許可の前提があつて初めて国有地の処分ということになります。そういう意味では、衆議院やごさいませぬけれども、参議院の方の委員会の先生方も、大阪府あるいは近畿財務局に行かれて、いろいろお話も聞かれておりますし、この場でも、文科省の方から松井知事の御発言についての答弁があつたというふう

に記憶しておりますので、いずれにしても、私はすり合わせをしていただきたいということをお願いしておきたいと思つた。

今のお話では、貸し付けをするということで大阪府に説明をしたということでおっしゃいましたので、その御答弁、そこはそれで確認させていただきます。

三つ目なんですけれども、ことし、この問題が発生したのは二月八日ですか。これ以降、近畿財務局と森友学園は接触があつたというお話で、森友学園側はどなたが窓口というか担当でしたかというのを先日お伺いして、それは調べてみますということでしたので、それを教えていただきたいと思います。

○佐川政府参考人 本件につきまして、先生おっしゃいましたように、本年二月以降、さまざま報道がなされて、財務省及び近畿財務局と契約の相手方でございます森友学園の間で必要なやりとりを行つてまいりました。

具体的には、契約金額の非公表の話、それから報道内容の事実の確認、あるいは、小学校の設置を取り下げたりしておりますので、その取り扱いなどに関して、籠池理事長御本人、あるいは担

当の弁護士であった方とやりとりをしてきたところでございます。

○今井委員 籠池理事長御本人と、及びその担当の弁護士とということでしょうか。

○佐川政府参考人 そういふふうには承知してございます。

○今井委員 はい、わかりました。ありがとうございます。

では、次に、大阪の松井知事が先日、三月三十日ですか、記者会見の場で、府はこれまで、二〇一三年度から一六年度の三年間、財務局側から国有地活用について府に問い合わせがあったのは全部で七十一件ある、そのうち財務局の方が府の方に御訪問をされたのは二件であるといふふうにおっしゃっておりますが、これは事実ですか。

○佐川政府参考人 お答え申し上げます。

定かではございませんけれども、多分、大阪府のおっしゃっているのは、二十五年から二十八年度の四年間で七十一件と七十一件ととおっしゃっていただいております。

それで、私も、未利用国有地を売却する際には、まず都道府県なり地元の市町村なりに公的取得要望の通知を出しますので、そういう意味では、私どもが調べた範囲では、二十五から二十八年度の四年間、年度は終わっていませんけれども、二十八年度の四年間で、私どもとしては、ちよつと数え方は違いますが、百件の国有地の処分を大阪府内でしてございます。

そういう中で、当然、その分につきましては大阪府なり市町村なりに通知をいたします。その中で、七十件なり百件なりでございますが、大阪府がみずから関係するのは実は三件でございます。それから、それ以外の九十数件は全部市町村とか、それから一般競争入札にかかっていくわけですが、府が希望しない、あるいは府に関係するところが希望しない、あるいは市町村が希望する、あるいは一般競争入札にかかるとなったら、私どもは、別に大阪府に足を運ぶという話にはならないわけでございます。

したがって、三件のうち一件は大阪府みずから購入する、残りの二件は学校法人でございます。

後、一件は森友学園、もう一件は、ちよつとその後、今年度に入ってからでございます。

学校法人がございまして、その学校法人二件とも大阪府が許可可の主体でございますので、私どもは、その学校法人二件については大阪府に足を運んで、小学校の認可というのはどうやってやるんですかと、さまざまなお話し合いをして、聞かせていただいているということでございます。

そういう意味では、何か七十件中二件と、そういう言い方ではなくて、私どもは、大阪府に關係するものは三件で、そのうち学校法人は二件で、許可可でございますから、二件について、二件とも足を運んでいるということでございます。

○今井委員 そうすると、確認ですけれども、今までの答弁で、通常は相手方の自治体の方に足を運んで説明をするといふふうにおっしゃっておられましたけれども、それは、直接かかわるものに関しましてはそういうふうには説明をするのが通例であるということでしょうか。

○佐川政府参考人 やはり、社会福祉施設なんかは多いのでございまして、市町村に足を運んで、現実には、いろいろあつて、市町村とお話をすると、市町村としてこれはどうかというものが過去でございます。そういう場合には、やはりその市町村が許可可主体でございますので処分できない場合もございまして、そういう意味では、基本的に、全国の財務局あるいは財務事務所です市町村なり都道府県なりに足を運んで、その許可可の主体としてお話をさせていただいているということでございます。

○今井委員 はい、わかりました。

では、次に、先日、証人喚問が行われて、その後、自民党の方から何名かの方が会見を開かれまして、偽証罪というふうな疑いがある、国政調査権を発動する必要があるといふことをおっしゃっておられましたけれども、私は、この案件は、そんな偽証罪に値するようないふことを果たして

聞えるのかと非常に疑問に思っています。

きょうは法務省さんにいらつしていただいています。恐らく国会の方の偽証といふ話ではないかと思ひますが、一般論で結構ですが、例えば、偽証罪といふのはどういふものかといふのを説明していただきたいのと、自分が記憶しているもの、それがちよつと記憶違いだとか、人から聞いたものがちよつと違つていたとか、そういうことで果たして偽証といふのが成り立つかどうか、そういうことをお伺いしたいと思います。

○加藤政府参考人 お答えを申し上げます。

あくまで一般論でございますが、刑法百六十九条に規定しておりますいふ偽証罪について、虚偽の陳述をしたといふのが構成要件となつておりますが、ここに言う虚偽の陳述をしたとは、裁判例等によりますれば、証人が故意に自己の記憶に反する陳述をしたことを言うと思ひております。

○今井委員 そういふことなんですね。自分がわかつていふことを、故意に違つていふことを言う、そういうことを偽証といふことなんです。

今回、記者会見された皆さんも多分党の指示でやつていらっしゃるから、本意じゃないんじゃないかと思ひますけれども、問題は、今、二つのことを言われていふ。

一つは、振り込みをしたときに誰が行つたかといふことで、籠池さんは職員が行つたといふふうには聞いている。自民党の方がおっしゃっているのは、これは籠池夫人の筆跡じゃないか、ここがまず一点だ。

もう一点は、安倍晋三記念小学校という名前と相当長い期間にわたつて寄附金を集めていたんじゃないだろうか。籠池さんは、午前中の審議では少しの間といふふうにおっしゃつていて、午後五時頃程度といふふうにおっしゃつていて、たまたま、これは偽証じゃないかといふ話なんです。

最初の一点目は、これは籠池さん自身は行つていません。ですから、誰が行つたかといふのは伝

聞で聞いているわけです。抗議書を先週出していただきましたけれども、そこにも書いてあります。

ですから、籠池さんが自分でやつたことに對してうそを言っているなら別ですが、人から聞いた話が違つていたといふこと、これをもつて偽証といふのはやはり言い過ぎです、どう考えても、自分の話じゃありませんから。違つた内容を聞いていたら、もうそれは仕方ないわけでありまして、ここをあげつらうのは、本当に私は権力の横暴だと思ひますから、これはぜひやめていただきたいと思ひます。皆さんは関係ないかもしれせんけれども、私はこういうことはやはり抑制的にやつていただきたいと思ひますので、ここ

ちよつとお話しさせていただきます。

二つ目ですけれども、事前に質問通告してありますが、こどもとても重要なので確認しておきたいんです。

籠池さん側は、安倍晋三記念小学校という名前を使わないでくれといふふうには断られたのは、平成二十六年の三月十四日に昭恵夫人と東京のホテルでお会いしてお話をしたときに、この名前は使わないでいただきたいといふふうには正式に断りを受けたといふふうにおっしゃつておられますし、この抗議書にもそう書いてあります。

この事実確認、これはとても大事なことです。どれぐらいの期間、寄附をしていたとか、そういうことにもかわる問題ですから、ここははっきりさせておく必要があると思ひます。ここは事前に通告していただきますので、この事実關係についてお答えいただきたいと思ひます。

○土生政府参考人 説明をさせていただきます。

御指摘の件でございますけれども、総理の公務に關することではございませんので、政府としてはお答えする立場にはないといふことでございます。

ただ、その上で、確かに昨日御通告をいただきましたので、私ども、過去の議事録等を確認した限りで申し上げます。既に衆議院あるいは参議

院の予算委員会に相当議論になっているところでございますけれども、総理の答弁をいたしましては、安倍晋三記念小学校という名前をつけることにつきましては最初からお断りしているというふうな答弁をされているものと承知をいたしております。

具体的に申し上げますと、総理大臣になる前に、最初、妻を通じて話があり、事務所からお断りをしたということ、あるいは、その後も籠池氏側から再三事務所連絡があったということでございますけれども、これに對しましては事務所の秘書からお断りをされている、このように答弁されているものと承知いたしております。

○今井委員 そうなんです。そこがずれているんですよ。

籠池さん側はお断りしているかという、確かに、総理になる前に安倍晋三記念小学校というのをつくらせていただけませんかという話をしたとお断りしています。しかし、それからしばらく間があいて、実際に学校をつくるという具体的な話になったときにもう一度お願いをして、安倍昭恵さんと何度もやりとりをして、いいですよというふうなニュアンスのことも言われたこともあるとお断りしていますが、まあ、その辺はわかりませんが、何度かやりとりをして、最終的に平成二十六年三月十四日に断られた。

それで、振り込み用紙はこの三月十四日の前に結構大量にばつと郵送で送っているとお断りですね。それが後になって、届いている方はその前に届いているはずだけれども、その後で、その紙を使って後日振り込んでいる方がおられると思うので、実際に振り込みの日がこれ以降になっているのはかなりあると思いますというふうにお断りしておられます。

ですから、もし自民党の皆さんが国政調査権でこのところの事実関係をはっきりしたいとお断りするのであれば、これはいつの段階で断ったかということがとても重要ですから、当然、安倍昭恵さん側にも国政調査権を発動しないと事実関係

は解明できません。それはそうです。どこの時点で断ったかというので、その名前をどこで使っていたのが問題だということの一番のポイントですから。

ですから、私は、そこは非常に抑制的にやらなきゃいけないというのを、やるのであれば両方きつちり聞かなきゃいけませんし、私はこんなことは本当にするべきじゃないと思っておりますけれども、そこところは非常に抑制的にやっていただきたいということをここで話させていただきます。

では、もう一問だけ、森友関係でお伺いしたいんです。

私が予算委員会をやっているときに、ホームページから名誉校長というのが突然、私が質問する前に確認していたら載っていたんですけれども、午後、質問をして戻ったら、ホームページから消えていました。わずか二時間ほどの間に消えていたんです。

安倍昭恵さんが名誉校長を辞任するというふうな、安倍総理も、昭恵夫人の方からも辞任するということは何だったというふうな答弁されていまして、けれども、辞任を正確にされたのは何月何日か、ちよつと教えていただきたいんです。

○土生政府参考人 御説明をさせていただきます。

本件につきまして、総理夫人の私的な行為というところでございますので、政府としてはお答えする立場にないということでございます。

その上で、これも昨日御通告を頂戴いたしましたので、過去の議事録等を確認した限りということで申し上げさせていただきますと、二月二十四日の衆議院予算委員会、民進党の福島議員から、先生御指摘のホームページにおきまして、夫人が名誉校長である旨の記載が二月二十三日の午後に削除された、このように御指摘がなされたわけでございます。

これに對しまして、総理から、こちらから名誉校長の辞任の申し入れの後、直ちにホームページ

から削除されたのではないかと御答弁がございまして、その際に、妻が名誉校長を引き受けていることにより、そこに通う子供たちや御両親にかえって御迷惑をかけ続けることになるため、辞任させていただくことを先方に申し入れたと答弁をされているところでございます。これにつきましては、事務所の方から先方に連絡をしたと答弁されているところでございます。

○今井委員 今、僕は日にちを確認したいんです。二月二十三日ということでしょうか。

○土生政府参考人 お答えいたします。

辞任の申し出を経て、直ちにホームページから削除されたという趣旨では、恐らく二月二十三日ではないかというふうに思っております。

○今井委員 はい、わかりました。ありがとうございます。

あと二分しかないんです、大臣、最後に一点だけお話を伺いたいんです。

今、ゆうちょ銀行で個人ローンを始めるというふうな報道が出ていましたけれども、金融庁の方でも、銀行の個人ローンがちよつとやり過ぎじゃないかというか、そういう検討もされているやに聞いておるんです。

私はちよつとこれをやっているんですけれども、いわゆる消費者金融のところは総量規制というのが導入されています。銀行の個人ローン、あるいは、今度ゆうちょ銀行が恐らく始めるであろう個人ローン、カードローンになるんですか。これは、実は金融としては同じ性格のものだと思うんですけれども、業態によって、一つは総量規制という規制がかかり、ほかのところにはそういう縛りがないというのは、私はイコールフットイングの考え方で問題があるんじゃないか、同じ形態の貸し付けであれば、そこは同じルールにするべきなんじゃないかなというふうに常に思っているんですけれども、この辺について、最後に御見解をお伺いしたいと思います。

○麻生国務大臣 総量規制は、あの当時、いわゆるサラ金とか貸し金とか借り手の話で多重債務問題が深刻化したことを受けて、平成十八年に貸金業法の改正によってこの業者を対象に導入されたものだと思っておりますが、この改正によって、平成十九年三月末時点で約百七十万人ありまして、多重債務者が減少して、今現実では十二万人ということになっておるといのは、この総量規制はそれなりに効果があったというふうに考えないかぬところだと思っております。

こうした中で、銀行などのカードローンにつきましては、その残高が最近ふえてきておるのは確かです、平成十九年三月、三兆四千億円が、今、平成二十八年の十二月で五兆四千億円までというふうなふえてきておりますので、そういった意味では、多重債務問題の発生というものを防止するというのが観点からいえば、いわゆる社会的責任とか、また改正されました改正貸金業法の趣旨というものを踏まえて、これはしっかりと対応していただくということを期待します。

これが、仮に融資の審査体制上の問題があつて、過剰な貸し付けとなつておる場合におきましては銀行法等に基づいて適切に対処していくというふうになるんだと思っておりますので、したがって、政府として、こうした多重債務とか銀行ローンなどの現状などを踏まえて、今直ちにこれを見直すというふうな状況にはないと思っております。

いずれにいたしましても、借り手、貸し手双方の実態把握というものを今後とも努めてまいりたいと考えております。

○今井委員 これで終わりますけれども、全て金融庁の監督の中にある業態ですから、そのところのイコールフットイングというのはぜひ考えていただきたいということで、また、後日質問させていただきます。

終わります。ありがとうございます。

○御法川委員長 次に、宮本岳志君。

○宮本(岳)委員 日本共産党の宮本岳志です。

森友学園問題について質問いたします。

森友学園の新理事長は、理事長就任に当たって

び、そこからの脱却を力説しております。

第一次安倍内閣で教育基本法を改正し、伝統と文化を尊重し、郷土愛、愛国心を培うことを書き込んだ、しかし現場がなかなか動かない、そこで、維新の会の条例は、教育基本法改正と方向性が一致している、ある意味閉塞状態にあった教育現場に風穴をあけるといふ大きな意義があると絶賛し、大阪府の松井一郎知事と当時の安倍元首相はこのタウンミーティングで意気投合しております。

文部科学省に確認するんですが、ここで戦後レジームからの脱却の大阪版とまで言われている大阪府教育行政基本条例と大阪市教育行政基本条例は何年何月に制定されておりますか。

○白間政府参考人 お答え申し上げます。

大阪市教育行政基本条例につきましては平成二十四年五月、大阪府教育行政基本条例につきましては平成二十四年三月に制定されたものと承知しております。

○宮本(岳)委員 二〇一二年三月と五月、つまり二月二十六日の大阪の教育再生タウンミーティングで、松井一郎大阪府知事と安倍晋三現首相が意気投合した。その直後には、それまで反対していた大阪の自民党が賛成に転じ、安倍首相が改正教育基本法と方向が一致していると評価した大阪府、市の教育行政基本条例が制定されました。

この二〇一二年という時期は、前年に森友学園が私学の設置基準の緩和を大阪府の橋下徹知事に働きかけ、二〇一二年四月に、松井大阪府知事が森友学園でも小学校の設置認可の申請ができるように規制を緩和した時期とびつたり一致をしております。

さて、これから森友学園池田氏の教育勸諭小学校づくりの野望が始まります。

近畿財務局が二〇一三年六月から九月に豊中市の国有地の売却先を公募すると、森友学園はこれに応募、本格的に小学校の設立に動き出します。

佐川理財局長は、二〇一四年六月三十日時点で既に近畿財務局の頼田周一局長心得名の承諾書が

豊中市長宛てに提出され、国有地の貸付契約締結についてのお墨つきを与えていた事実を私が示しても、二〇一五年二月十日の国有財産近畿地方審議会の以前には、いかなる予断を与えないような見通しも与えていないと言いつ張ってまいりました。

しかし、国会で籠池氏の証人喚問が行われた三月二十三日、大阪府議会本会議では、参考人として招致された大阪府私学審議会の頼田毅一会長が、大阪府で認可適当が出れば必ず森友側に土地が渡るようにしますという確約が国からあったという衝撃的な証言を行いました。

理財局長、この頼田会長の証言もうそだと否定するんですか。

〔土井委員長代理退席、委員長着席〕

○佐川政府参考人 お答え申し上げます。

私学審の会長の御発言の内容、趣旨等存じ上げません。

私も、ずっと申し上げてございますが、公的な用途で国有地を処分する場合は、まず事業の許可認可主体の判断が示されることが大前提でございます。私立の小学校ということで私も大阪府と議論してございしますが、いずれにしても、私学審でそういう回答が出れば土地が渡るとか何とかという今の委員の御指摘でありますけれども、私どもは一切、予断を持って先方に内容を申し上げることはございません。

○宮本(岳)委員 二〇一二年に原点を持つ維新府政の私学審と安倍内閣の近畿財務局は、鶏が先か卵が先かと言われる私学の設立認可と国有地の取得という二つの問題を手に手をとって示し合わせた上で乗り切りました。

この間、自民党鴻池参議院議員の事務所記録とされる文書には、二〇一三年八月五日から二〇一六年三月十五日まで、何度も近畿財務局及び大阪航空局と交渉や打ち合わせをしている様子が出てまいります。二〇一三年十月二十四日のメモには、早くも、月額賃料月百万円とする、括弧、これは希望額とあり、一貫して月額百万円を希望していることがわかります。

そして、二〇一五年五月二十九日、ついに十年間の定期借地契約と売買予約契約書が交わされる。貸付料は年二千七百三十万円ですから、月にすれば二百三十万円弱となります。七月二十九日には、あらかじめわかっていった土壌汚染と大きなコンクリート製の撤去作業が始まりました。

その最中の九月四日の午前中、近畿財務局の九階会議室で、私が示した、近畿財務局の池田統括管理官、大阪航空局の高見調調整係、キアラ設計と中道組、四者による打ち合わせが行われました。私が入手したのは、有益費にかかわる土壌改良工事などの程度やののちの打ち合わせ記録であります。

当初は近畿財務局の池田統括管理官に問い合わせることさえ拒否してしまいましたが、とうとう、本日、問い合わせた結果の報告がありまして。九月初旬に大阪航空局とともに関係業者と工事内容について打ち合わせを行った記憶はあるとしながら、ただし、業者に対して、産業廃棄物の場内処分を求めるような発言を行ったことはなかった、こういうことでありました。

しかし、私の手元の打ち合わせ記録では、近畿財務局が、建築に支障ある産業廃棄物土壌汚染に当たると費用負担義務が生じるが、それ以外の産業廃棄物処分が通常の十倍では到底予算はつかないが、借り主との紛争も避けたいため、場内処分の方向で協力をお願いしますと述べると、キアラ設計が、小学校の開校も延びたので、設計段階で可能な限りの場内処分計画を検討しますと述べ、中道組は、九月十日から東側から埋設物撤去作業に入るの、契約どおり三メートルの掘削を実施し、殺菌の分けを行い、残土は埋め戻させていただきますなどのやりとりがあった後、財務局が、よろしく願います、こう終わっております。

理財局長、食い違っているんじゃないんですか。

○佐川政府参考人 お答え申し上げます。

今委員御紹介されました、その建設業者が作成

したとされるメモにつきましては、私どもは、どういう趣旨で書かれているのかわかりませんが、コメントは差し控えます。

いずれにしても、先ほどこの委員会の冒頭、私が御報告申し上げましたのは、近畿財務局の統括官に確認したところ、業者に対して、産業廃棄物の場内処理を求めるような発言を行ったことはなかったということでございます。

○宮本(岳)委員 この文書ですけれども、先日の予算委員会の証人喚問で、自民党の葉梨議員が、この私と同じ文書をもって、籠池氏に、九月四日に財務局で、中道さんとキアラ設計と財務局の担当者それから航空局の担当者が打ち合わせをした、しかも森友学園の土地についての件である、その記録については見たことがあるかと、これははっきりと証人喚問で自民党の葉梨議員が質問をいたしました。

自民党も九月四日の会議とその打ち合わせ記録の存在を事実だと認めているわけでありましてけれども、この自民党葉梨議員の主張も、理財局長は真偽が疑わしい、これでいいんですね。

○佐川政府参考人 お答え申し上げます。

証人喚問でのやりとりの逐一を私は覚えてございませんが、私が冒頭申し上げましたのは、二十七年九月当時、低深度の土壌汚染等の除去工事が実施されていたところであり、貸付契約上、その費用は国が有益費として償還することとされていたため、九月初旬に大阪航空局とともに関係業者と工事内容等に打ち合わせを行っていた記憶はあるということでございますので、九月初旬にそういう会合を持っていた記憶はあるということでございます。

○宮本(岳)委員 この記録によると、今言ったように、大きな殺菌や土壌汚染は取るけれども、それ以外のものは残しておく、こういうことが打ち合わされているわけですね。

では、聞きますけれども、昨年四月の六日に森友学園に支払われた一億三千二百万円の有益費で、地下三メートルまでの埋設物は、廃材や生活

ごみ等々全てを処理しましたか。

○佐川政府参考人 二十七年七月から十二月まで有益費に関する工事を行い、一定の埋設物については処理しましたが、全部を取り切れてないというところがございます。

○宮本(岳)委員 全部取ってないんですね。このときの打ち合わせ記録どおりの事実になっているわけですよ。

この九月四日の打ち合わせ会議の翌日には、安倍昭恵さんは瑞穂の国記念小学校の名誉校長に就任します。そこで、十月ごろ、籠池氏は、名誉校長の安倍昭恵さんに借地料の引き下げの要望の取り次ぎをお願いしました。

私は、昨日、籠池氏の関係者に直接会い、話を伺ってきましたけれども、昭恵夫人に電話をして頼もうとしたら、総理の外遊中で夫人も同伴で出られていたらしく、留守電だったといっています。

内閣総務官室、二〇一五年の九月と十月で総理の外遊は何回ありましたか。うち、昭恵さんの同行したのは何月何日から何日まで、どこに行ったときですか。

○土生政府参考人 お答えいたします。

昨日御通告をいただきましたして、外務省等に確認したところでございます。

お尋ねの平成二十七年九月から十月にかけての総理の外国訪問でございますけれども、まず、九月二十六日から十月二日まで米国及びジャマイカ、これは国連総会出席等でございます。出張をされたということでございます。

続きまして、十月二十二日から二十八日までモンゴル及び中央アジア五カ国、これは各国との首脳会談ということでございます。

このうち、総理夫人は、後者でございますモンゴル及び中央アジアへの訪問に同行したものと承知いたしております。

○宮本(岳)委員 十月二十二日から十月二十八日、モンゴル、中央アジア五カ国の訪問、ここに同行したわけでありますから、ちょうどこの時期が一致するわけですね。

急ぎの要件なので至急御連絡を留守電に伝言を残したら、昭恵夫人付の谷査恵子さんから電話がかかってきたといっています。そして、資料を送ってくれと言われ、谷査恵子さん宛てに二〇一五年十月二十六日に手紙を送ったわけですから、まさに外遊されているさなか、このやりとりの整合性がつくわけですね。

この手紙では、十年定借を五十年定借に契約変更したいこと、月約二百五十万円の借地料が高いので半額に引き下げてほしいこと、土壌汚染やコンクリート製の撤去費用を早く支払うようにしてほしい等々のことが書かれております。

受け取った谷査恵子氏は、財務省理財局国有財産審理室長の田村嘉啓氏に問い合わせを行い、回答を得て、その回答を籠池氏にファクスした。だからこそ、「なお、本件は昭恵夫人にもすでに報告させていただいております。」と添え書きがございます。

こういう経緯ではありませんか、総務官室。

○土生政府参考人 お答えいたします。

本件につきましては、官房長官が職員本人からさまざま聞き取りをされておまして、記者会見あるいは国会等で御答弁されているところがございますけれども、御指摘の総理夫人付のファクスによる回答は、総理夫人の活動を直接支援するものではございませんけれども、公務に携わる者として、紹介者に関係部署に照会の上、情報提供を行ったということでございます。

総理夫人付の職員でございましたので、回答する前に総理夫人に報告をしたということを承知しているところでございます。

回答につきましては、官房長官が会見、答弁等で述べておられますとおり、十月二十六日の消印の書面が籠池氏側から、総理夫人に対してではなく、夫人付職員に対して送られておまして、職員が財務省に問い合わせをしまして、その結果として、みずからの判断で作成し、ファクスを送ったものと承知をいたしております。

○宮本(岳)委員 そんなわけはないんですね。

手紙を持ってまいりますけれども、この手紙は何の前置きも儀礼的な挨拶もなく始まっております。あらかじめ電話等でやりとりをした上で送っていることは明瞭なんです。

そして、我が党が指摘してきたように、このファクスの回答は、ゼロ回答などではなく、結果的に満額回答になっているわけであります。谷査恵子氏からのファクスには、「現状ではご希望に沿うことはできないようでございますが」としつつ、「引き続き、当方としても見守ってまいります。」「何かございましたらご教示ください。」とあります。

資料四を見ていただきたい。籠池氏サイドの関係者の了承を得て、私がみずから撮影したものであります。谷査恵子氏は、籠池氏との資料のやりとりで内閣総理大臣官邸の封筒を使い、「夫人付谷査恵子」と書き込んで使っております。この人の業務は、まさに官邸の業務そのものではありませんか。

○土生政府参考人 お答えいたします。

当該職員に対する職務命令といったしましては、総理夫人が行う総理の公務遂行補助活動を支援するというところでございまして、これが職務ということでございます。

○宮本(岳)委員 この十一月十七日の谷氏からのファクスの返事から四カ月後、二〇一六年三月十一日に、三メートル以上の地下深くから新たなごみが見つかったとされております。三月十四日には、近畿財務局、大阪航空局とともに現地を確認した。さらにその翌日、三月十五日には、籠池氏は上京して財務省の本省にかけ合いに来るわけですね。鴻池さんの事務所の記録なるものの最後は、この三月の十五日のアポをとってくれと言われて断ったというところで終わっているんですが、御本人は上京しておられます。

このとき、本省で籠池氏に対応したのは一体誰でありましたか、理財局長。

○佐川政府参考人 二十八年の三月十一日に工事現場から新たな埋設物が発見されました、それに

ついて学校法人側から何とか対応してほしいというような話が近畿財務局にもございまして、その中で先方から本省にも、あす上京する予定があるので面会してほしいということもございましたので、そういう話、埋設物の発見等につきまして財務局から事前に聞いてございましたので、私どもの国有財産担当の審理室長が籠池理事長等とお会いしたということでございます。

○宮本(岳)委員 国有財産担当の審理室長、まさに田村嘉啓国有財産審理室長であります。

ファクスでの回答で、今後とも見守ってまいります。たい、どんなことでも御教示を、こういうやりとりがあった。そして、谷さんから、田村嘉啓国有財産審理室長の回答であるということもファクスで知らされていた。前の五十年借地への延長は、法令に照らして、希望に沿うことはできなかった。しかし、地中深くの新たなごみの発見については新たな検討の可能性があったと思うんです。

このとき、田村室長は籠池氏とどういう話をしたか。何を話しましたか。

○佐川政府参考人 お答え申し上げます。

先方がお見えになりました、三月の十一日に新たな埋設物が発見されたので至急対応してもらいたいというふうにおっしゃいまして、当方からは、事実を踏まえ法令等に従って対応します、引き続き現地で近畿財務局が大阪航空局と連携して対応するというふうにお答え申し上げました。

○宮本(岳)委員 話を聞いた上で、現地で近畿財務局と大阪航空局が連携して対応するというふうに応じた、こういうことであります。

ここから、証人喚問で、私に籠池氏が神風が吹いた、こう語ったような大きな事態の展開がありました。

だからこそ、私は直接田村嘉啓室長本人からお話をお聞きしたかったわけでありまして。金曜日に私の部屋に来ていただくという約束になっていたんですが、体調を壊されたということで見えられませんでした。月曜日にも来ていただきたいとお伝えしましたが、まだ体調が、ぐあいが悪いというこ

とでありました。一日も早い全快をお祈りしたいと思ひますが、ぜひとも、どういふやりとりだったのかを語っていただく必要があると思ひます。三月の二十四日に、籠池氏が土地の購入を申し入れます。そうすると、近畿財務局と大阪航空局が連携して、埋設物の撤去費用を見積もり、六月の二十日、不動産鑑定価格九億五千六百万円の土地から八億二千万円を値引きして売却し、支払いは十年分割という話に、とんとん拍子に事は進んだ、こういうことであります。

佐川局長に確認します。

昨日、辰巳孝太郎の答弁で明確にお答えになられませんでしたから、改めて聞きますけれども、売買契約書によると、十年分割による毎年の支払い額は幾らになっておりますか。

○佐川政府参考人 お答え申し上げます。

本件土地の売却金額、一億三千四百百万円でございますが、売買契約におきまして、そのうち二千七百八十七万円を即納金として契約時に納めることとしております。その残金が一億数百万でございますが、それに、分割払いでございますので、延納利息の支払いを求めています。

きのうの辰巳委員の御指摘も、この辺のことも含めてだったんでございますけれども、延納利息を勘案した各年度の支払い額は、一回目は約一千百十五万円、それから二回目以降は約一千二百一十万円ということでございますが、これは売却に係る各年度の支払い額でございます。これ以前に借地契約における賃料と全く別物でございます。

○宮本(岳)委員 そんなことはわかってるんですね。

しかし、籠池氏は、毎月毎月の支出を百万円以下に抑えたいというのが一貫した希望なわけでありまして。二千七百八十七万円の頭金ということでありまして、これは借地のときに入れたという保証金が横滑りしておりますから、新たな負担ではございません。千二百二十万円を十二で割ると、一カ月百万円以下。二〇一三年十月二十四日の鴻

池メモに出てくる月額賃料百万円という希望額、また、安倍昭恵夫人を通じて谷查恵子さん手紙で申し出た、月額二百五十万円の半額という希望が実現をしております。まさに満額回答だったと言わなければなりません。

そこで、八億二千万円の値引きの根拠であります。森友学園に、豊中市の土地を、不動産鑑定価格の九億五千六百万円から八億二千万円を値引きしてわずか一億三千四百百万円で売却した。この八億二千万円とは、廃材や生活ごみなど地下に埋められているごみを撤去、処分するための費用を国土交通省大阪航空局が概算で試算したものでありますけれども、改めて、どのような試算か、簡単に説明していただけますか。

○平垣内政府参考人 お答えさせていただきます。

見積もりの試算の簡単な概要ということでございますけれども、従来から御答弁しておりますように、くい掘削箇所におきましては九・八メートルというものを積算の根拠にしております。くい掘削箇所以外のところは三・八メートルということで積算をしております。

いずれにいたしましても、いろいろな調査を含めまして検証可能な材料を前提といたしまして、合理的に想定し得る計算をやつておるということでございます。

その上で、国土交通省が定めます公共工事の一般的、標準的手法であります空港土木請負工事積算基準に基づきまして、最終的な見積額を実施しております。

○宮本(岳)委員 つまり、くいを打つ部分は、くいの長さを考えて、九・八メートルまで廃材等を撤去して処分する、その他の場所は三・八メートルまで廃材を撤去した場合の処分費用という説明でありました。

もう一度確認しますけれども、大阪航空局は、この土地に埋められている廃材や生活ごみは、くいの下は九・八メートル、その他は三・八メートルまでしか存在していない、こういう推定をしたのか。

か。もしくは、くいの掘削工事箇所以外も三・八メートルより深いところにごみが存在するだろうけれども、撤去する必要はないと判断したのか。どちらですか。

○平垣内政府参考人 お答えさせていただきます。

積算の考え方でございますけれども、地下埋設物の撤去、処分費用八・二億円の見積もりに当たりましては、瑕疵担保責任免除特約を付すことを前提といたしまして、当該土地に係る過去の調査結果、知見を持つ職員による現地確認、工事関係者からのヒアリングや工事写真などの検証可能なあらゆる材料を用いて、将来にわたつてリスクとなる地下埋設物の存在範囲を設定し、その上で、国土交通省が定める公共工事の一般的、標準的手法であります空港土木請負工事積算基準に基づき、見積もりを実施しております。

したがって、撤去、処分費用約八・二億円の見積もりにつきましては、検証可能な材料の範囲内で想定し得る、将来にわたるリスクを見積もつたものでございます。

○宮本(岳)委員 いやいや、そんなことは聞いていないんですね。

九・八メートルのところも、ドリルの先端に絡みつくばかりのごみが確認された。間違ひなく、九・八メートルのところから出てきた。これは、うちの辰巳孝太郎議員は、九・八メートルのところから出るわけがないと迫っているわけですが、いやいや、九・八メートルから出てきたとおっしゃるので、そうですかと。

では、三・八メートルのところですね。三・八メートルのところまでしか埋まっていな。その先は埋まっていなというのを何か確かめましたか。どうですか。

○平垣内政府参考人 お答えさせていただきます。

先ほどの三・八メートルでございますけれども、これは試験結果ということの中で三・八メートルという算定をしております。

三・八以上にしましては確かめておりませんが、それにつきましては、そこまでしか出ていないということと三・八メートルと試算しているということでございます。

○宮本(岳)委員 いや、今の答弁が僕は腑に落ちないんですね。

三・八メートルまでは試験したと聞きましたよ。三・八メートルまではあったんですね。しかし、三・八メートル以上掘つたらなくなることは確認してないんですね。そうでしょう。確認しましたか。

○平垣内政府参考人 お答えさせていただきます。

先ほどの三・八メートルの試験でございますが、これは工事関係者が行ったものでございまして。工事関係者の方から、当方で三・八メートルの深さからごみが出たということを確認したという次第でございます。

○宮本(岳)委員 いやいや、こんな怪しい話はないんですね。

くいは四百本、建築物の下に打つわけですよ、ほぼ均等に。このくいを打つ、均等に打つところにだけ九・八メートル埋まってい、そのすき間すき間は三・八メートルしか埋まっていなということはおよそ考えられないことであつて、そこまで九・八メートルまで埋まっていたと力説するのであれば、全部に九・八メートル埋まっているんでしょ、それは。それを何でその他のところは三・八メートルにしたんですか。

○平垣内政府参考人 先ほど申しましたように、検証可能なデータの中で検証の可能なものを算定するという考え方で、三・八メートルにしたというところでございます。

○宮本(岳)委員 では、九・八メートルまでは検証不可能だったということですか。

○平垣内政府参考人 お答えさせていただきます。

九・八メートルにつきましては、前から何度か御答弁させていただいておりますけれども、現場

確認でございますとか、昔、沼であったとか、いろいろなことをまた勘案いたしまして、九・九メートルという結果を得た次第でございます。

○宮本(岳)委員 九・九メートルは確かに確認したと力説をされる。三・八メートルは三・八メートルまでは掘ったけれども、その下にあるかないかは確認していない。しかし、くいのところは九・九メートル、その他は三・八メートルで積算したと。

これは、そういう計算にしたのは一体どういう計算の仕方なのか、ちよつと理解不能なんですけれども、言っていただけですか。

○平垣内政府参考人 お答えさせていただきます。

先ほど来御説明申し上げていますが、検証可能なデータで合理的に見積もるということでございます。九・九メートルのところは、九・九メートルにつきましては先ほど申しましたけれども、現場確認などによりまして九・九メートルを確認しておりますし、三・八メートルは、先ほど申しました工事関係者の試掘の結果等々を確認して、そこが検証可能ということで、それぞれ検証可能な範囲内で見積もったということでございます。

○宮本(岳)委員 三・八メートルより下にはないと断言できるんですか。

○平垣内政府参考人 お答えさせていただきます。

三・八メートルより下にはないかどうかではなく、三・八メートルは少なくともあるということを確認したということでございます。

○宮本(岳)委員 いやいや、だからおかしいというんです。三・八じゃなくたって四メートルでもよかったわけですし、三・五でもよかったんでしょうよ。

このことを幾ら押し問答しても意味のないことであって、それはもう決まっています。これは、九億五千六百万の土地が一億三千四百万になるためには、八億二千万というものを引かなきゃならな

いんです。八億二千万を引くためには、一万九千五百トンという埋設物を処理しなければならいんです。くいのところは深さが決まっている、九・九メートルと。では、九・九メートルとくいを打つところの面積三百三平米、これでまず計算した上で、その他の面積当たり、どれだけ掘り下げれば八億二千万の値引きになるかを後で逆算して三・八と決めたんじゃないですか。

○平垣内政府参考人 お答えさせていただきます。

地下埋設物の撤去、処分費用八・二億円の見積もりに当たりましては、瑕疵担保責任免除特約を付すことを前提といたしまして、当該土地に係る過去の調査結果、知見を持つ職員による現地確認、工事関係者からのヒアリングや工事写真など、検証可能なあらゆる材料を用いてリスクとなる地下埋設物の存在範囲を設定し、その上で、国土交通省が定める公共工事の一般的、標準的手法であります空港土木請負工事積算基準に基づきまして見積もりを実施しております。

したがって、撤去、処分費用約八・二億円の見積もりにつきましては、検証可能な材料の範囲で想定し得る将来にわたるリスクを見積もったものでありまして、御指摘のような事実はございません。

○宮本(岳)委員 検証可能な、検証可能などといったって、三・八までしか掘っていないじゃないか。その下にはないということだって断言できないじゃないか。検証なんかできないんですよ。

私は、この事件はこのままでは到底国民の納得は得られない、関係者の証人喚問を厳しく求めて、きょうは、この質問を終わります。

○御法川委員長 次に、足立康史君。

○足立委員 日本維新の会の足立康史でございます。

ふだんは別の委員会で活動しておりますが、民進党さん、共産党さんの質問を見ていて、もう見えていらずに財務金融委員会にやってみようと思った。ちよつと時間を使い過ぎだと思ひます。ひと

つ、やはり森友問題、大変重要であります。そのろる論点整理をしていただかないと、これはいつまでやっているのかという国民の不信感も高まってくる、既にもう高まっている、こう思ひます。

さて、まず麻生大臣、きのうの衆議院の決算行政監視委員会の大臣の御答弁が報道されてしまし、て、ごらんになっているかわかりませんが、要すれば、役人が気のきかないままやつときや云々、大変だろうとか、子供がかわいそうだなとか、そういうことで云々云々と。ちよつと前後があるので切り取るのはよくないと思いますが。一定、大臣から見られても、近畿財務局がちよつとやり過ぎたかなという、やり過ぎたというのは、これは行政サービスですから、うちが、実は日本維新の会がずつと一貫してこの森友問題について臨んでいるスタンスは、これは行政サービスだと。

大体、民進党さんは、国家戦略特区まで非難を始めている。既得権に手足をとられて、ああいう規制改革に民進党さん、共産党さんが反対だというのはよくわかりますが、だからといって、今回の籠池理事長は今刑事告発もされている方でありますから、そういう事案を取り上げて、何か規制改革の流れを押し返すような議論は、私は非常によくないと思ひます。

そういう意味で、大臣も、これは学校ですから、学校が開校するんだから、ある程度、開校に向けて近畿財務局が努力した、これは一定の御理解が大臣もおありなんじゃないかな。

すなわち、行政サービスとして法律の範囲内で頑張ったということ、要は、いろいろな事案が、行政が扱っている事案はいっぱいありますから、その中で、大阪が私立の小学校の参入を、やはり、しっかりと切磋琢磨して、既得権の方だけじゃなくて新しい参入も得て教育の質を上げていく中で、安倍政権もこれはしっかりと取り組んでくださった、こう私は感謝をしているわけであり

ますが、特に、この森友学園の小学校の設置につ

いては、近財もちよつと頑張ったな、そういうふうな受けとめていらつしやと思ひますが、きのうの質疑もあつたようですので、そうだと、近財は頑張ったんだよな、ちよつとその辺を改めてお願ひします。

○麻生国務大臣 何が言いたいのかわかりませんけれども、質問の趣旨がよくわかりませんというのが多分こういうときの公式用語なんと思ひますが。

私が感じておりますことは、基本的に、この森友学園の話というのを、何十年ぶりで小学校ができるという話でしよう、大阪でそんなに子供がふえておるのか、あの辺の地域でそんなに子供がふえておるのか、まあ、いろいろな理由はあるんでしようけれども、とにかく、学校をつくるというのは何十年ぶりのことですから、大阪府が許可するの調べるのは当然でしよう、うそかもしれないんだから。調べに行つた、当たり前の話。ついては、その土地をといつたら、値段が決まつた、工事が始まつた、そうしたらいろいろ何か出てきたという話なんでは。

だから、その分については、後でこんないかげんなものを売りつけてといちゃんをつけられたらかなわぬから、後でこういうのはなしですよというので途中でということになった。その途中の調べ方が、一般人じゃなかったのかんとかといろいろな話がありましたよね、大阪航空局といろいろのやつと。大阪航空局はそういうのをいっぱいやっていますから、当然のこととして、よくそういうものに關する、調べる調査能力もあるから、それを使って調査をした結果というのが一連の話なんですけれども。

では、何でもそんな、手間暇かけずに、わざわざそういうふうにしてやつたんだといえ、早い話が、学校ができる、学校ができるなら、子供も入学してくるから、それができなくなつたらかわいそうじゃないかというところ、いろいろ考えて、役人にしては、そういうところを配慮してやつた結果、今度の話になつたので。

最初から全然別のことをしていたら、従来どおりの、規則どおりにやっておきさえすれば、別にこういつた特命、いわゆる指名じゃなくて、一般競争入札になっていたれば、その問題だけは片づけられたはず。そのかわり、八億より値段がもっと出たかもしれないし、もっと安かったかもしれない、それはわかりません、私の方では。ただ、大阪航空局の知見をもつてしてきちんとした対応をした結果、かくかくの額になりましたという話なんだと思うんですね。

ですから、私どもにしてみれば、そのところを一般のものにしておけば、大阪府と近畿財務局が組んだかのごとき話になっていますけれども、そんなことも全然ないので、きちんとやれば何ということもなかった話が、子供がということをやったというところに、ちよつと配慮した結果がこういうことになったのかなという感じがするということをお願いしたのであって、何かあなたが聞きたい話はそういう話なのかなと思って、ちよつと質問の意味がよくわからなかったので、そういうことかなと思って、私があのともしやべつた話はそういう話で申し上げたと記憶します。

○足立委員 大臣、今、配慮というお言葉をおっしゃいましたが、私は、関係者、関係の役人は頑張ったと思うんですよ、頑張った。頑張ることはいいことです。役所が、法令の範囲内で関係住民サービスあるいは事業者、だつて、企業誘致はみんな頑張っているわけですから。だから、小学校を誘致して、そこにしっかりスケジュール内で開設をされるために、関係の公務員が、公務員は仕事していない、仕事していないと言われますけれども、私は頑張ったことはいいことだ。だから、私が大臣にちよつと感じを伺いたかったのは、みんな頑張っていますけれども、特にこの案件は、特に頑張ったなという感じですね。

○麻生国務大臣 特に頑張ったか、近畿財務局はふだんもうちよつと頑張っているんじゃないかなと思っています。役所によって、場所によって、

人によって、大分、同じ役所でも、頑張るの、頑張らないの、頑張っても余り意味がないの、いろいろありますので、そういう意味では、一概にちよつと申し上げられないので、ちよつとその点に関しては一概に、頑張ったと言われるほど、内容をよく詳しく調べたわけではありませんので、その点に関してのコメントはちよつといたしかねます。

○足立委員 きよう、時間の最後にもう一度同じ質問をさせていただきますので、ここからは理財局長初め皆さんにやりますので、大臣は最後の最後の直前までのんびり質疑を聞いていただければと思います。

さて、私は、実はかつて、二月に、予算委員会に立たせていただいて、理財局長に幾つか御質問しました。そのときに私が焦点を当てたのは、本当は聞いておいてほしいんですけれどもね、二つあります。

要すれば、賃貸借契約、売買予約をした上での賃貸借契約というものについて一つ、それから、不動産鑑定の中で八億円のところだけ航空局に振ったというところがもう一つ、この二点を、その後、私の質疑を受けて民進党がちゃんとやってくれたらいいんだけど、誰もやってくれないので、もう一回登場してやりますということなんです。

二つのうちの後者、すなわち八億円ですけれども、近財は航空局に八億円の積算を依頼しましたね。これは文書でやっていますか。

○佐川政府参考人 お答え申し上げます。三月の十一日に埋設物が出まして、十四日とかは両者で確認に行きまして、三月の三十日も確認に行っているんですが、その中で、私も近畿財務局から大阪航空局にこの埋設物の撤去についての見積もりの依頼をしております。その後、四月になってから、大阪航空局から私どもに答えが返ってきているということでございます。

○足立委員 だから、僕も驚いたんです。実は、近財が、航空局に積算してもらったんで

しょう。それを航空局が近財に返しているわけですね。近財は、その数字を不動産鑑定士に決めてくれと、生活ごみとか何とかということが出てきているけれども、これはカウントしないで更地の評価をまずしてくれ、そこから航空局が持ってきた数字を引いてくれというのは、近財が不動産鑑定士にそのまま指示しているわけですよ。

では、そういうふうにはめる数字を積算してくれと頼んだんですか、航空局に。誰が、誰から頼んだんですか。

○佐川政府参考人 お答え申し上げます。大変恐縮ですが、個人名についてはちよつと承知していませんけれども……〔足立委員〕役職でいいですよ」と呼ぶ済みません、ちよつと役職も存じておりませんが、いづれにしても、両者で現場の確認をしてございますし、工事関係者からヒアリングもしてございますので、近畿財務局の方から大阪航空局に対してその撤去費用の見積もりをしていただきたいということで依頼をしたわけでございます。

○足立委員 要すれば、撤去費用、撤去費用と言うんだけど、これはいろいろな条件によって計算は変わりますよ、条件によって。それで、先日、国土交通委員会で航空局に聞いたら、どういうふうに指示されたんだということはずっとこの間、国土交通委員会でも詰めたわけですから、この数字、要は、何か積算してくれ、時間がないからと。その数字を何らかの形で利用することは想定範囲内だ、航空局にとつて。でも、それをどう使うかは知りません。航空局がこう言っているわけですよ。

そんな、どう使うか知らない数字を、口頭で、はい、つくってくれと。そんな数字で果たして大丈夫なのか。少なくともきょう明らかにしたことは、近財と航空局のコミュニケーションは適当だということです。口頭で、どういう指示をしたか、どういうふうな依頼をしたか、その内容は、ごみが出てくるから積算してくれ、見積もつ

てくれ、ザツツオールですか。ほかにありますか。より正確な言い方はありますか。

○佐川政府参考人 何度も答弁してございますが、大変急がれている状況でございます。いづれにしても、この撤去費用を大阪航空局、知見と実績のあります大阪航空局で見積もっていただくということでこの売却についての積算をしましうということ。両者で話し合っておりますので、三月の終わりに、大阪航空局に対して、現場で見ながら、両者で確認しながら、埋設物の撤去費用の見積もりを近畿財務局から依頼し、大阪航空局からは、四月になって、そういう撤去費用の見積もりの数字についてきちんと報告されてきたということでございます。

○足立委員 航空局は、国土交通委員会でもやりましたが、利用されるということは承知していたが、どう利用されるかは承知していなかった、これでいいですか。ちよつともう一回確認です。

○平垣内政府参考人 お答えさせていただきます。

大阪航空局は、近畿財務局が不動産鑑定評価をもとに本件の土地の価格を算定するに当たり、大阪航空局が見積もった地下埋設物の撤去、処分費用の額、約八・二億円でございますけれども、これを反映するということを前提に近畿財務局の方に御回答を行っております。

○足立委員 よくわからないね。

この八億円の問題はとにかく決着させないと終わらないので、先ほど野党の席から、掘ればいいんだよ、掘ればわかるのかという議論があります。きょう我が党は四時から、実は、航空局の職員と話す、大体、民進党さんと共産党さんの質問はばらばらばらばら何か五月雨式にいろいろ聞かれてわかっていく、一回まとまった説明をさせてくれという、それはちよつと意識していますけれどもね、意識。ということで、我が党が責任を持つて、日本維新の会の国土交通部会をきょうの四時から開いて、マスコミフルオープンで、航空局からじっくり、この八億円をどう積算したのか

というのをつぶさに、写真つきで、プロジェクトに映して、しっかり話を聞いて、もし説明が不十分であれば、我が党の金で第三者にも一度、第三者の積算、これを依頼する方向で取り組みたい、こう思っています。

航空局、ちゃんと協力してくれますね。

○平垣内政府参考人 お答えさせていただきます。

先生今おっしゃった維新の会の方の御説明でございすけれども、我々が今までも持っている資料で全てのことを説明してまいりましたけれども、先生が今御指摘された会合においても同じく誠心誠意説明させていただきたいと思っております。

○足立委員 もう一つの問題が、その前に、契約の話に行く前に、もう一つ。

今回は九億が一億になったということですから、割引率、いわゆる埋設物に係る割引率は、九割とは言わなければ、八十何%になるんですね。九割近くの割引率です。全国の財務局、近畿でもいいですけども、こういう埋設物を理由に割り引いた実績、要は森友学園並みの高い割引率で払い下げた事例はありますか。

○佐川政府参考人 お答え申し上げます。

埋設物あるいは土壌汚染ということで、そういうものを除去費用を見積もって更地価格から差し引いて、売却価格、時価を算定するというのが一般的な手法でございますが、今先生御指摘の事例で、もちろん、近年の事例を少し、主なものを確認させていただきましてけれども、大きいもので、きのうのきょうでございますので、見つかったもので見ますと、関東地区に所在する国有地の鑑定評価で、更地価格から土壌汚染の除去費用として控除した事例で、六十数%というものがみつかったでございます。

○足立委員 麻生大臣、まだ質問しませんよ、しませんが、戻ってきていただいて、本当にありがとうございます。

森友学園は九割近くなんです。今、理財局

に、ほかの事例で九割近く割り引いている事例がないのかと。それはまだ見つかっていませんね。今あったように、高いもので、関東財務局の管轄で六十数%の割引率は見つかったと。要は、見つからないぐらいの深掘りなんです、深掘り。まずそれが一つ。

もう一つ。これは予算委員会でもやりましたが、私は、今回の森友学園と近畿財務局との払い下げの契約、これはスーパースペシャル契約だと言っているんですね。予算委員会でもやりましたが、普通財産の貸付事務処理要領に、賃貸借を行うことが真にやむを得ないと財務局長等が認める場合にしかこれはやらないんですね。

大蔵省、財務省の歴史上、地方公共団体以外でこの条項を使ったのは、学校法人一つ、社会福祉法人一つ、この森友学園が三つ目、学校法人では二つ目、こういうことでありますが、真にやむを得ないというのはどういう内容ですか。

○佐川政府参考人 お答え申し上げます。

今委員御指摘のとおり、ほかにも事例があるわけでございますが、未利用国有地の処分貸し付けを行うケースでございますが、公用、公共用等の用に供する場合、それから、貸付財産の買い受けが確実と見込まれ、それまでの間に賃貸借することが真にやむを得ないと認められる場合でございます。

それで、やはり財務状況の制約、あるいは地方公共団体と申しますと予算上の制約等がございますして、そういうものを見て、収支計画あるいは財務状況等をこちらで見て、そういう条件に合うということと賃貸借をしているということでございます。

○足立委員 これでよくマスコミが、マスコミだけじゃないですね、自民党の不見識な議員が、参議院の議員ですけども、京都の議員ですけども、自民党の不見識な議員が籠池理事長の証人喚問のときに、いや、この近畿財務局の問題は全部解決した、全部わかった、問題ない、あとは大阪府の問題とか、何か幅寄せしてきやがって本当

に、あれは許せないですよ。今度、維新の会も本気で京都に進出しようと思いますが、ああいう不見識なことを自民党がやるの。

大臣、我々は、この問題は大きなことないと言っているんですよ、もともと。そうやけれども、某京都の参議院議員が幅寄せしてくるものだから、我々もこうやって真実を明らかにしておかないと、レッテル張り、レッテル張りするのは民進党だけじゃなくて自民党もするんだということとを最近初めて知りましたが。

この契約、今、理財局長がおっしゃった財務状況ですよ。でも、これはちゃんと最後、八年後に買い受けができる、八年後に買い受けできるが足元で買い受けはできない、森友学園の財務状況というのとは極めて厳しいが、足元で買えといつても買えないが八年後にはちゃんと買えるんだ、こういう見通しを地方審議会を含めて近畿財務局は持ったということだと思えますし、それは決して大阪府の私学審の審議状況を見てじゃないですね、直接、近畿財務局が森友学園の財務状況を審査した結果であるということではないですね。

○佐川政府参考人 私どもも、大阪府と同様でございますまして、過去の決算書とか資金の収支計画書とかいただけますので、今委員御指摘のとおり、そういうものを見て確認して、資金計画も確実に見た上で、国有審、地方審にかけているということでございます。

○足立委員 大臣、これは結局、大阪府と近畿財務局は鶏と卵なんです。そのやりとりを余り言っても仕方ないんですよ。だって、みんなサービスしたんだから。サービスしたんですよ。

私がきょう明らかにしたいことは、大阪府はサービスしたと言っているわけですよ。だって、当たり前でしょう。市や府や国が有権者に対して、有権者というが国民に対して、一生懸命サービスするのは当たり前ですよ、公務員として。だから、大阪府は頑張りましたと言っておるわけですよ。近畿財務局も頑張ったんだけど、さっき

言ったように、特に頑張ったと私は思うんですね。

特に頑張った理由は二つ。

一つは、九割という割引率ですよ。これは実態があるならいいんだけど、それはきょうの四時からやるけれども、過去に類例がないような割引率ですよ、一つは。それも、航空局という、土地の払い下げもとが試算している、過去に例がないことをやっているわけですよ。過去に例がないようなことをやっても開校に間に合わせたわけですよ。特に頑張っているじゃないですか、大臣。特に頑張っているんですよ。

もう一つは、契約ですよ。さっきあったように、足元では資金が足りないのに買い取りはできないが、八年後には買い取ってもらえる、それも分割払いをしまで。それは配慮したんです。大臣がさっき配慮とおっしゃったかな、配慮したんですよ。当たり前、いいと思いますよ、配慮して。でも、過去に例がないような配慮をしたんですよ。

では、財務局。今後、世の中、これから学校を建てたい、保育園を建てたい、そういういろいろな人たちが国有地の払い下げを求めてきます。この処理要領には公共等公益事業と書いています。これは社会福祉法人が国有地の払い下げを受けたいと思うときは、今すぐはお金がないが将来お金があるから貸し付けしてくれという方には、広くこの条項を適用していく、過去には森友を入れて歴史三例しかない条項ですが、今後はこの条項を広く関係者に適用していくでいいですね。

○佐川政府参考人 お答え申し上げます。

委員、三例とおっしゃいますが、売り払いを前提で貸し付けを行っている事例という意味では、地方公共団体等に多数ございます。そういう意味では、私ども、ルールに従いまして、公用、公共で買い受けが確実という先ほどの条件を満たした場合については、地方公共団体も含めまして今までもやっておりまして、売り払いを前

提とした貸し付けについてはやっつけたいといふふうに思っています。

○足立委員 全く答えてないよ。要は、真にやむを得ないと書いてあるんだけれども、真にやむを得ないというのは何だと聞いているんですよ。何も答えないわけですよ。

今、理財局長は珍しく、僕は理財局長は賢明な方だと思っているから、余り逃げたりしないんだけれども、今の答弁はひどいね。僕は、学校法人と社会福祉法人と言っているんですよ。地方公共団体はいつぱいありますというの、いつぱいというのは六つでしょう、六つ。地方公共団体でさえ六つですよ。学校法人は一つですよ、過去には。社会福祉法人は一つですよ。だから、これは私は政治条項だろと言っているんですよ。

ただ、政治条項と言ふと悪いことをしているように見えるけれども、これは違法じゃないんですよ。だって、規約にあるんだから。財務局長が真にやむを得ないと判断すればできるんですよ。でも、ほとんど適用していない条項を森友学園には適用したんだから、特に努力したんでしょう。理財局長、特に努力したんだよな。

○佐川政府参考人 お答え申し上げます。事例につきましては、地方公共団体からの申し込みの数とか学校法人からの申し込みの数とか、その申し込みの数の問題もあるかと思ひますが、いずれにしても、私も、この法令やルールに従って適切に対応していきたいというふうに思ひます。

○足立委員 では、真にやむを得ないとは何か。客観的な、財務状況がこういう状況のときに財務局長は真にやむを得ないと判断するという規範を国民に示すことができますか。

○佐川政府参考人 お答え申し上げます。

先ほど申し上げましたように、私も、出てきた公的取得要望あるいは貸し付けの要望等につきましても、決算書、収支計画等をきちんと見てございまして、それ以外にも、事業の必要性とか地方公共団体の御判断とか、そういうものを

トータルに判断して売り払い、貸し付けを行っておりますので、個別の事例ごとにはございませけれども、いずれにしても、公的取得要望の中で、多量に資金が必要ときに、資金計画上、必ず何年か後に買い受けができるというようなことも踏まえて、ルールにのっとって対応していきたいというふうに思ひます。

○足立委員 もう時間になりますので終わりますが、大臣、これだけスペシャルな取り扱いなんです。私は、せっかく大臣が、決算行政監視委員会で気をきかせたんだなというくらいまではおっしゃって、きょうはちょっと後ろに戻った感じがして大変残念であります、もう一歩前に出てくださるかなと思ひていたんですけども、これは、きょうの四時も含めて、徹底的にやりま。麻生大臣が一歩前に出てくださる日まで質疑を続けることをお誓い申し上げておきたいと思ひます。

最後、残り二分、一言だけ申し上げますが、私は、頑張ったと思ひます、両方とも。だから、それをしっかりと認めて、次に行くことが国民との関係では必要だと思ひし、少なくとも八億円については明らかにしていくことを、きょうの四時の部会で明らかにしていきたいと思います。

あわせて、実は、民進党の玉木議員が、これはひどいですね、四月一日の読売テレビの「ウェークアップ」ぶらす、安倍総理は、認可あるいは国有地払い下げにかかわっていたらやめる、こうおっしゃったのに、これまた民進党独特のよくある言いかえでうそをついちゃって、寄附にかかわっていたらとかテレビで言っちゃっています。こういうふうに、民進党はすぐ、言っていないことを言っているように、デマ、うそをテレビの画面で言うのがまた続いていきますので、これは玉木議員に公式の場で、どこかの委員会あるいは記者会見で、テレビでの発言はデマであるということをしつかりと訂正及び陳謝をされることを、この場が適当かどうかわかりませんが、残しておきたいと思ひます。

それから、作業員の問題、辻元清美議員が作業員を送り込んだという籠池夫人のメッセージの件、これについては、テレビ朝の報道、それから、その後の三月八日の聞き取り、議員が聞き取りしたとかいう話、それから、三月二十九日のTBSラジオ、大変疑惑が深まっています。これも改めて、別の委員会になるかもしれませんが、追及を続けていく。

それから、野田中央公園の疑惑についても追及を続けていくことをお誓い申し上げて、ただ、我が党は私以外はもうやりません、正常化させた上で、私だけはこの問題を追及していくことをお誓い申し上げて、終わります。ありがとうございます。

○御法川委員長 次に、内閣提出、国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案の議題といたします。財務大臣麻生太郎君。

国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案
〔本号末尾に掲載〕

○麻生国務大臣 ただいま議題となりました国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

国際開発協会は、世界銀行グループの中核機関として、所得水準の特に低い開発途上国に対し、超長期かつ低利の融資や贈与等を行うことを主たる業務とする国際機関であります。先般、同協会の本年から三年間の財源を確保するため、第十八次の増資を行うことが合意されました。

政府においては、開発途上国の経済成長と貧困削減に果たす同協会の役割の重要性に鑑み、この第十八次増資に係る追加出資を行うこととし、本

法律案を提出した次第であります。

本法律案の内容は、政府が国際開発協会に対し、三千四百五十九億三千二百八十万円の範囲内において追加出資を行い得るよう、所要の改正を行うものであります。

以上が、この法律案の提案の理由及びその内容であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願いを申し上げます。

以上です。

○御法川委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

次回は、明五水曜日前九時三十分理事会、午前九時四十分委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後零時九分散会

国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案

国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案

国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律（昭和三十五年法律第百五十三号）の一部を次のように改正する。

第二条に次の一項を加える。

19 前各項の規定により出資することができる金額のほか、政府は、協会に対し、三千四百五十九億三千二百八十万円の範囲内において、出資することができる。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

理 由

国際開発協会の第十八次増資に伴い、我が国が追加出資を行い得るよう所要の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。